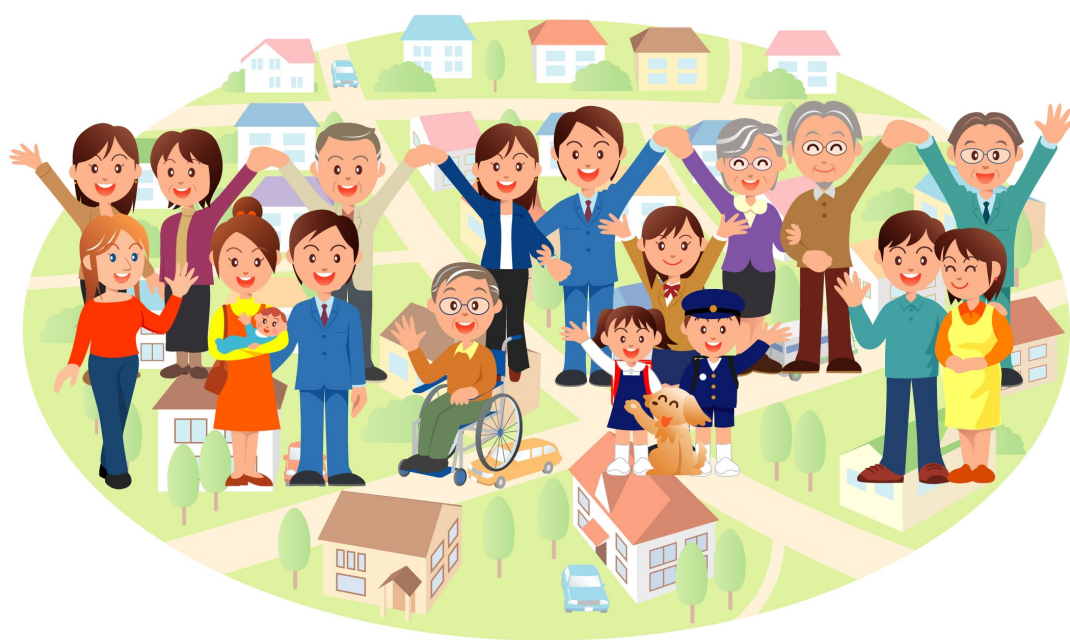


東広島市地域づくり推進交付金の手引き

(令和8年度版)



令和8年4月

東広島市

目 次

1 地域づくり推進交付金の概略

- (1) 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 地域選択事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (3) 交付対象団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (4) 交付対象事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2 交付金の額

- 交付金の額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

3 科目一覧

- 科目一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 対象経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

4 実施のルール

- (1) 必須業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (2) 地域選択事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (3) 事業の構築について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (4) 事業の実施について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

5 実施後のルール

- (1) 事業の実施後について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (2) 交付金の繰越し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (3) 交付金の積立て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

6 交付金事務手続き

- (1) スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (2) 交付の手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- (3) 実績報告の手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- (4) 住民周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

7 参考資料

- (1) 東広島市地域づくり推進交付金交付規則・・・・・・・・・・ 14
- (2) 参考様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- (3) 様式記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

1 地域づくり推進交付金の概略

(1) 目的

東広島市地域づくり推進交付金（以下「交付金」という。）は、地域の課題解決や地域の特色を活かした魅力ある地域づくりを推進していくための活動財源として住民自治協議会（略称・自治協）へ交付するものです。このため、交付金は、地域が自ら用途を決定し、自発的かつ自主的に活用することが基本となります。

また一方で、交付金の原資は市の税金であることから、公金として適正に執行するだけでなく、幅広い市民がまちづくりに参画するとともに、その恩恵を受けられるように努め、地域住民や地域団体等との連携により、事業を効果的・効率的に実施しなければなりません。

(2) 地域選択事業

地域の実情に応じ、住民自治協議会が事業の実施について選択できるもの。（7P参照）。

- ①敬老事業
- ②公衆衛生推進事業
- ③まちづくり計画更新・普及事業
- ④広報紙等配布事業

(3) 交付対象団体

交付対象団体は、東広島市住民自治協議会の認定に関する規則により、市が認定した住民自治協議会です。

(4) 交付対象事業

① 住民自治協議会が実施する次の事業を交付対象事業とします

- ①まちづくり計画に定めたもの（※当該年度分の活動が記載されるよう、必要に応じて改正し、変更したものを市へ提出してください。）
- ②必須業務に係るもの（7P参照）
- ③地域選択事業に係るもの（7P参照）
- ④住民自治協議会の運営や当該地域の暮らしやすさの向上、活力の増進等を目的とする活動
- ⑤市と避難行動要支援者の避難の支援に関する協定に係るもの

② 次の事業については、対象事業から除外します。

- ①政治的又は宗教的な活動を目的とするもの
※宗教的な活動のうち、地域が長く風習として実施している事業については、この限りではない。
- ②選挙運動又はこれに類する活動を目的とするもの
- ③特定の個人又は団体の営利を目的とするもの
- ④他の補助金等の交付を受ける事業であって、交付金の充当が適当でないもの

③ 他の補助事業への交付金の充当の判断

- ①国、県、市、財団等の補助を受けて行う事業でも、交付金の趣旨に合致する事業であれば、交付金を自主財源として充当できるものとします。
- ②ただし、国、県、市、財団等が、交付金を当該補助事業の自主財源として認めないものは、交付金を自主財源として充当できませんので注意してください。

2 交付金の額

令和8年度の交付金額は、次の①～⑥（基本項目）により算出した額を合算した額とし、地域選択事業に取り組み地域は取り組み⑦（地域選択項目）の額を合算した額を加算します。

※1,000円未満の端数は切捨て

※交付金の積算方法及び積算金額は、令和8年度のもので、必要に応じて見直しを行う予定です。

※交付金は総額で交付され、用途（どの経費にいくら充てるか）について、各積算根拠（均等割、世帯割、過疎加算、拠点加算、避難プラン加算、協働活動割、地域選択事業）の金額に縛られるものではありません。

<p>① 均等割</p> <p>832,000円</p>
<p>② 世帯割</p> <p>構成世帯数（前年10月1日時点）に1,180円を乗じて得た額。 (1,180円×構成世帯数)</p> <p>【活動保険加算（1,180円のうちの80円部分について）】 住民自治協議会において、安心して自治活動を推進していく環境を整えるため、活動時の事故等を補償する保険料の一部として1構成世帯あたり80円を加算しています。 ※保険の加入、種類、金額等は、任意です。 ※広報紙配付など市から依頼している活動時の事故の場合、市の加入している市民総合賠償補償保険（補償保険（お見舞金））が適用される場合がありますのでご相談ください。</p>
<p>③ 過疎地域持続的発展特別加算</p> <p>100,000円（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定が準用される特定市町村の区域とみなされる区域として公示された地域）</p>
<p>④ 拠点加算</p> <p>地域センターのない地域の住民自治協議会に対し、地区拠点施設となる集会所等の事務所管理や事務経費を加算します。次のア～ウのうち、当てはまる経費を加算します。</p> <p>ア 事務職員配置経費…600,000円～1,000,000円 事務補助に係る経費（※住民自治協議会の規模に応じて算出）</p> <p>イ 事務所管理経費…66,000円～160,000円 集会所の事務室を拠点事務所として常設利用する場合（※事務室の広さに応じて算出）</p> <p>ウ 集会所使用料…50,000円 集会所を会議等で恒常的に利用する場合（※固定額）</p>
<p>⑤ 避難行動要支援者避難支援プラン策定加算 【担当課：地域共生推進課】</p> <p>市と避難行動要支援者避難支援に関する協定を締結し、避難行動要支援者避難支援プラン個別計画の策定に取り組み住民自治協議会に対し、次のア～ウに定める額を加算します。</p> <p>ア 個別計画事務加算 避難行動要支援者名簿（以下「要支援者名簿」）の登録者の数×500円</p> <p>イ 個別計画新規作成事務加算 交付の前年度に市が作成する要支援者名簿の個別計画作成件数から交付の前々年度に市が作成する要支援者名簿の個別計画作成件数を減じて得た数（以下「計画新規作成数」）に2,000円を乗じて得た額。</p> <p>ウ 個別計画見直し加算 交付の前年度に市が作成する要支援者名簿の個別計画作成件数から「イ」で算出した計画新規作成数を減じた数に1,000円を乗じて得た額。</p>

⑥ 協働活動割

第五次東広島市総合計画に定めるまちづくり大綱（第五次東広島市総合計画後期基本計画 26P～）のうち、次のア～ウの3つの大綱に該当する事業に取り組む住民自治協議会に対し、それぞれ交付します。

ア **暮らしづくり** ～自然と利便性が共存する魅力的な暮らしのあるまち～

事業例) 市民が参加しやすい環境づくり、異文化理解の促進、移住・定住の促進 など

旧地域選択事業) 定住促進事業、ごみ減量化・資源化推進事業、参画促進事業、国際交流促進事業

イ **人づくり** ～誰もが夢を持って成長し活躍できるまち～

事業例) 青少年の健全育成、芸術文化活動の活性化、生涯スポーツの振興 など

旧地域選択事業) シニアスポーツ普及事業、学生交流促進事業

ウ **安心づくり** ～自助・互助・共助・公助によって安心した生活を送れるまち～

事業例) 防災・防犯力の強化、つながり・支え合いの促進、子育て支援、健康づくり など

旧地域選択事業) 防災関連 4 事業（防災訓練、防災まち歩き、情報伝達支援、防災資機材整備）

協働活動割は、交付年度における「実施したとみなされる大綱数」に応じ、次表のとおり交付率を適用します。交付金の交付に際しては、事業計画書に基づき、当該年度に実施を予定する大綱数を確認のうえ、該当の交付率を適用します。なお、事業報告書により計画と実績に相違が生じ、「実施したとみなされる大綱数」に変更がある場合は、交付率が修正されることがあります。その結果、既に交付した額との間に差額が生じるときは、当該差額を返還していただくことがあります。

…（均等割 50,000 円＋実績割※）× 交付率

※各住民自治協議会の令和 5 年度～令和 7 年度の旧地域選択事業の実績に基づき、予算を按分して得た額

実施したとみなされる大綱数	交付率
3	100%
2	80%
1	60%
0	0%

⑦ 地域選択項目

地域の实情に応じ、次の事業を実施する住民自治協議会に対してそれぞれ交付します。次のア～エのうち、選択した事業分を加算します。

ア **敬老事業**…77 歳以上または節目となる年齢（77 歳、80 歳、88 歳、90 歳、100 歳等）の高齢者の数×2,600 円もしくは基礎額（200,000 円）＋人数割（77 歳以上の高齢者の数×1,500 円）

イ **公衆衛生推進事業**…23,000 円

ウ **まちづくり計画更新・普及事業**…200,000 円

エ **広報紙等配布事業**…広報紙等を配布する構成世帯※1 と非構成世帯等※2（それぞれ前年 10 月 1 日時点）を合算した数に、400 円を乗じて得た額を加算します。
（構成世帯数＋非構成世帯等の数）×400 円

※1 「構成世帯」とは、区域内に居住し、住民自治協議会の活動に取り組み、回覧や掲示板などで双方向に連絡がとれる世帯のことです。（規則第 2 条（2）の「基準世帯数」参照。）

※2 事業所等含みます。市が直接配架する施設等は除きます。

3 科目一覧

《収入科目の種類》

市交付金	市が交付する地域づくり推進交付金（基本項目、地域選択項目）
会費	会員から集めた会費。
寄附金	祭事などの際に頂くご祝儀など。
事業収入	資源回収などの事業による収入。
雑収入	一時的かつ少額な収入で、他の科目のいずれにも含まれないもの。
補助金	国、県、市や財団等からの補助金、助成金など。 収支予算書・収支決算書の備考欄に補助金の名前と金額を記載してください。
積立金	交付金の一部を5年間積立てることができる。収入科目として計上するのは、事業実施年度のみ（積立総額）。あらかじめ積立てを行う目的及び期間を定め、市に提出し承認を受けたものに限る。
繰越金	前年度から繰越した金額。 収支予算書・収支決算書には、市交付金分と自己資金分を分けて記載してください。

《支出科目の種類》

報償費	役務の提供に対する謝礼、広く表彰の意味を持つ経費、記念品などの費用。
旅費	電車、バス、車などの交通費。
消耗品費	短期間又は一度の使用によって消費されるもの、き損しやすいもの、著しく長期間の保存に耐えないもの。日用品、封筒、ファイルなどの事務用品、コピー代、書籍などの費用。 飼料費（エサ）、医薬材料費、原材料費（セメント等）を含む。
食糧費	事務執行上の直接的必要性から消費されるもの。各種会議用・接待用の茶菓、弁当などの費用。賄材料費（食材等）を含む。
印刷製本費	パンフレット等の印刷代、写真の現像、製本代などの費用。
光熱水費	電気、水道、ガス料金などの費用。燃料費（灯油・ガソリンなど）を含む。
修繕料	車両や備品の修繕、部品の取替え、建物など修理に要する費用。
通信運搬費	電話料金、切手、はがき、小包など郵送費、宅急便の料金、インターネットのプロバイダ契約料など。
手数料	クリーニング代、振込手数料、登記、登録等各種証明手数料、薬剤散布の手数料など。筆耕翻訳料（テープ起こし・通訳料）、保管料（貴重品保管など）を含む。
保険料	建造物の火災保険、ボランティア保険・損害保険などの保険料。自動車損害保険料を含む。
委託費	イベントの舞台装置、音響、電気配線設置などの委託料。広告料（ラジオなど）を含む。
使用料	会場使用料、高速道路の通行料、駐車場の使用料。賃借料（レンタカーの借上料など）を含む。
工事請負費	建造物、工作物等の新築、増築などの請負工事などの費用。
備品購入費	性質、又は形状を変えることなく1年（取得価格又は評価額が10,000円未満のものは3年）以上の使用に耐えるものの購入費。
負担金	研修等への参加負担金などの費用。複数の住民自治協議会による合同事業に対して支払う負担金。
補助金	住民自治協議会の構成団体等への助成。（支出する場合は、支出先の構成団体の収支決算書を住民自治協議会で保管してください。交付申請時に必要です。）
積立金	長期的な事業実施や高額備品の購入等に向けての積立金。
公課費	自動車重量税や各種の登録税など。

※科目は上記を原則としますが、消耗品と備品など判断が微妙なものは、市に相談してください。

地域づくり推進交付金 対象経費

交付金の対象経費として充当できる科目は○、充当できない科目は×で記載しています。

また、充当できる科目のうちでも、それぞれ充当できる経費、充当できない経費を例示しています。

住民自治協議会は、この科目の区分に準じ、下記のルールに従って執行してください。

科目	充当	○ 充当できる経費	× 充当できない経費
報酬、給料 職員手当等 共済費 災害補償費 恩給及び退職年金 賃金	×		
報償費	○	<ul style="list-style-type: none"> ・役員、自治会長等への謝礼 ・研修会等の講師謝礼（通常、講師は 6,000 円/時間以下、大学教授等は 8,000 円/時間以下） ・イベント等の臨時的なスタッフへの謝礼 ※謝礼等報償費について支払先から確定申告用に支払の証明を求められた場合、支払証明書（44P）を発行してください。 ・視察先へのお土産 ・イベントの景品代、行事の記念品 	<ul style="list-style-type: none"> ・金券等（換金が容易なもの）
旅費	○	<ul style="list-style-type: none"> ・先進地視察に係る経費 ・研修参加に係る経費 ・会議等に参加するための費用弁償 ・講師を招聘する際の費用弁償 ※原則として実費額のみを支給とする。 ※協議会で基準を定めれば定額制も可。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会員の親睦旅行
交際費	×		<ul style="list-style-type: none"> ・餞別、歳暮、慶弔費等
消耗品費	○	<ul style="list-style-type: none"> ・文房具等事務用品の購入費 ・スポーツ用品の購入費 ・書籍、資料の購入費 ・飼育中の動物の飼料の購入費 ・地域イベントの際の救急箱に備えておく包帯、絆創膏等 ・小規模公園造成の資材料費（石材、鉄骨、砂、セメント等） ・公園に植える苗木等の購入費 	
食糧費	○	<ul style="list-style-type: none"> ・公益的活動に伴う参加者、又は講師・来客等への弁当・ジュース類（通常、1人800円以下。） ・地域行事で提供する豚汁等の賄材料費 ・非常時の炊き出しの食材料費 	<ul style="list-style-type: none"> ・会員による飲み会、懇親会 ・公益的活動を伴わない会員間の飲食費
印刷製本費	○	<ul style="list-style-type: none"> ・資料、パンフレット等の印刷費 ・写真の現像料 ・冊子の製本費 	
光熱水費	○	<ul style="list-style-type: none"> ・地域集会施設の光熱水費 ・草刈等の燃料費 	
修繕料	○	<ul style="list-style-type: none"> ・地域集会施設の維持運営費、修繕費 ・住民自治協議会の備品の修繕費 	
通信運搬費	○	<ul style="list-style-type: none"> ・文書発送の郵便料金 ・団体間の連絡に使う事務局専用携帯電話の電話料 	<ul style="list-style-type: none"> ・私物の携帯電話の電話料
手数料	○	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振込手数料 	
保険料	○	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会活動保険、イベント時の保険料 	
委託費	○	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント舞台装置、音響、電気配線設置委託料 ※できるかぎり地域で実施できることは地域で行い、やむを得ない場合においてのみ、事業の一部を委託することができる。 ・イベントの紙面掲載広告料 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の企画、運営など事業活動の中心となる部分の業者への委託

科目	充当	○ 充当できる経費	× 充当できない経費
使用料	○	<ul style="list-style-type: none"> 活動等で利用する施設の使用料 事務局の必要備品のリース代 活動で使用するトラック等の借上料 	
工事請負費	○	<ul style="list-style-type: none"> 掲示板の設置工事 観光等の案内看板の設置工事 地域集会施設等の改修費 ※市の所有施設に関する工事は、市と事前に協議し、了承を得ることが必要。 ※看板を設置する場合は、市の許可が必要な場合があります。	
財産購入費	×		<ul style="list-style-type: none"> 不動産（家屋・土地）の購入費
備品購入費	○	<ul style="list-style-type: none"> 事務局のパソコン、印刷機等 マイク等の音響設備 団体間の連絡に使う事務局専用携帯電話 スポーツ備品（貸出用グラウンドゴルフ道具等） 防災備品（ハンディ無線、救助用具等） 環境美化のための草刈機 備品格納倉庫 ※高額備品は、リース契約等の対応も検討すること。 ※購入後は備品台帳の整備を行い、適切に管理すること。 ※購入備品の他者への譲渡、寄附等は禁止する。 ※適切な理由があれば貸与はできるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 事務及び事業に直接関連しない備品
負担金	○	<ul style="list-style-type: none"> 他の住民自治協議会と連携して事業を行う場合の負担金 研修への参加負担金 	<ul style="list-style-type: none"> 市及び地方公共団体の機関への負担金、補助金等 消防団、財産区への補助金 他の団体又は構成団体の上部団体への負担金、補助金等（町又は現小学校区単位で構成している団体であって、町内又は現小学校区内全ての住民自治協議会が一体的に事業を行うために必要と認められる団体への負担金、補助金等を除く。）
補助金	○	<ul style="list-style-type: none"> 住民自治協議会の構成団体への助成等 <u>（助成等を受ける構成団体も決算書や領収書などを作成・保管し、収支を明らかにしておく義務がある。）</u> プランター等、花の植栽のための設備に必要な経費への助成 	<ul style="list-style-type: none"> 住民、構成団体等への貸付金等
扶助費 貸付金 補償、補填及び賠償金 償還金、利子及び割引料 投資及び出資金	×		<ul style="list-style-type: none"> 住民、構成団体等への貸付金等
積立金	○	<ul style="list-style-type: none"> 高額備品購入に向けての積立 記念イベントに向けた積立 ※あらかじめ積立を行う目的・及び期間を定め、市に申請書を提出し承認を受けたものに限り認める。	<ul style="list-style-type: none"> 交付金の剰余金の積立
寄附金	×		<ul style="list-style-type: none"> 他団体や個人等への寄附金、賛助金、協力金、募金の類
公課費	○	<ul style="list-style-type: none"> 住民自治協議会の法人化に伴う登録免許税 	
その他		<ul style="list-style-type: none"> 常に地域住民の理解と協力を求め経費節減に努めること。 構成団体、部会等に交付金を配分・補助する場合等もこの表によるものとする。 住民自治協議会の自主的な財源の充当は、この表によらないものとする。 事業の内容が交付金の対象となるか不明な場合は、事前に市と協議してください。 この表で定めるルールについて、市長が特別に必要と認める場合はこの限りではありません。 この表で定めるルールについては、活用状況等を踏まえ、適宜見直しを行います。 	

4 実施のルール

(1) 必須業務

交付金を受ける住民自治協議会は、次に掲げるすべての業務を実施することが必須の条件です。

- ①市が地域住民に周知する事項の伝達又は回覧
※各地域における配布及び回覧の担当者の変更、もしくは配布数や回覧数に変更があった場合、**毎月7日までに**地域づくり推進課までお知らせください。当月末の配布物等の部数に反映します。
- ②生活関連に係る地域住民の要望事項等のとりまとめ及び市長への報告
- ③地域住民の地縁に基づいて形成された地域団体等の育成（自治会、女性会、子ども会など）
- ④地域団体等の代表者の把握
- ⑤市が依頼する各種委員の候補者の推薦
- ⑥市が依頼する照会、調査等の取りまとめ及び回答
- ⑦当該年度の10月1日における構成世帯数の把握及び市への報告
- ⑧市が要請した場合における活動発表等の実施
- ⑨その他市長が特に必要と認める業務

(2) 地域選択事業

地域の実情に応じ、次の事業を実施する住民自治協議会にそれぞれ交付します。

① 敬老事業 【担当課：地域包括ケア推進課】

(1) 対象事業：4月1日時点において市内に住所を有する77歳以上の高齢者（当該年度の末日までに満77歳に達する者を含む。）等を対象に、住民自治協議会で実施する地域敬老事業を対象とする。

(2) 交付金交付額：

選択	実施方法	対象者	交付額
1	対面イベント もしくは 記念品の手渡し・配布	事業実施年度末（3月31日）時点の年齢が77歳以上の対象者	2,600円×人数
2	対面イベント もしくは 記念品の手渡し・配布	事業実施年度末（3月31日）時点で節目となる年齢（77歳、80歳、88歳、90歳、99歳、100歳等）の対象者	2,600円×節目となる年齢の人数
3	敬老の趣旨を含む 対面イベント ※式典等の形式を問わない ※秋祭り等の他地域行事と合わせて実施可能	（事業実施年度末（3月31日）時点の年齢が77歳以上の対象者を含む） 高齢者と多世代	①基礎額（200,000円） ＋②人数割 ②人数割とは 1,500円×77歳以上の人数

(3) 意向確認：毎年8月～9月頃に、地域づくり推進課から翌年度の敬老事業を住民自治協議会で行うかの意向確認を行います。

※住民自治協議会が既存の実施団体から敬老事業を引き継ぐ場合は、既存実施団体との慎重な協議・調整にご留意いただき、予め承諾を得てください。

② 公衆衛生推進事業 【担当課：廃棄物対策課】

(1) 対象事業：公衆衛生推進協議会が実施している既存事業や、健康管理・公衆衛生・環境保全に関する新規事業を、住民自治協議会が公衛協と協力して実施するものを対象とする。

(2) 交付金交付額：23,000円

(3) 意向確認：毎年9月～10月頃に、廃棄物対策課から地区公衛協に、翌年度の公衆衛生推進事業の主体者の調査を行います。住民自治協議会が実施する場合、廃棄物対策課から交付されていた同交付金を、地域づくり推進課からの交付金へ変更します。

③ まちづくり計画更新・普及事業 【担当課：地域づくり推進課】

(1) 対象事業：住民自治協議会がまちづくり計画を更新し普及するために行う事業。

- ①まちづくり計画の更新にあたって行う事前調査等
- ②まちづくり計画の更新に係る会議・作業等
- ③更新したまちづくり計画の印刷・配布等

(2) 交付金交付額：200,000 円 ※最短5年に1回の交付

(3) 意向確認：毎年8月～9月頃に、地域づくり推進課から翌年度のまちづくり計画更新・普及事業を住民自治協議会で行うかの意向確認を行います。

④ 広報紙等配布事業 【担当課：経営戦略チーム（広報戦略担当）】

(1) 対象事業：市が市民に配布する広報紙等の文書について、各住民自治協議会の区域内の全戸（構成世帯及び非構成世帯等）を対象に配布を行う事業。

(2) 交付金交付額：（構成世帯数＋非構成世帯等の数）×400 円

(3) 意向確認：毎年8月～9月頃に、地域づくり推進課から翌年度の広報紙等配布事業を自治協で行うかの意向確認を行います。

(3) 事業の構築について

事業構築に際し、住民自治協議会は次の事項について十分留意してください。

① 地域が自ら用途を決定

地域の総意が反映される総会において事業計画及び収支計画を決定することで、地域が自ら交付金の用途を決定してください。

② 公金として適正に執行

この手引きに規定している「交付金の対象経費」に適合する科目で執行してください。交付金ではない自主財源においてはこの限りではありません。

③ 広範な住民参画の促進

幅広い市民がまちづくりに参画し、その恩恵が受けられるよう計画してください。地域活動に積極的に携わる住民だけでなく、これまで地域活動に参加する機会が少なかった住民などに対しても、できるだけ理解と協力が得られるよう努めてください。

そのために、住民自治協議会は次の事項に配慮しつつ事業を構築してください。

- ・地域住民の意見を聞く機会を設けること。
- ・広く住民が参加する事業の構築に努めること。

④ 地域住民や各種団体等との連携により、事業を効率的・効果的に実施

これまで地域づくりに携わってきた各種団体等との連携を図ることにより、事業の効果をより高めることができます。また、より広域的な事業等の実施にあたっては、隣接する住民自治協議会との連携を図ることも考えられます。このため、住民自治協議会は、事業構築の際に、より効果的な連携について検討してください。

(4) 事業の実施について

① 受益者負担金の設定

受益者が特定され、特に受益者ごとに経費（入場料、食材料費等）が生じる場合については、その目的を達成するのに支障がない限り、受益者負担を検討してください。

② 事業者等の選定

高額な備品や委託事業等の発注については、見積合わせを行うなど、公平かつ透明な運用に努めてください。

③ 行政との事前協議

公園や河川など公共的な場所の占有・整備・管理を伴う事業等を計画する場合は、行政との事前協議をしてください。

④ 事業計画等の修正について

交付金の交付申請の際に提出した書類に変更が生じる場合や、交付金の額に関わる事業の変更・中止にあたっては、東広島市地域づくり推進交付金変更・中止申請書（別記様式第8号）の提出が必要です。住民自治協議会内で協議のうえ、事前に届け出てください。ただし、軽微な変更については、この限りではありません。

【提出書類】

- ・東広島市地域づくり推進交付金変更・中止申請書（32P）

【届出が必要な事項】

- ・新規事業の追加
- ・事業の中止・廃止
- ・事業内容の大幅な変更
- ・積立金額の変更・中止（※）

※別途、東広島市地域づくり推進交付金積立変更・中止承認申請書（35P）の提出も必要です。

5 実施後のルール

(1) 事業の実施後について

① 実績報告

住民自治協議会は、会計年度（4月から翌年の3月まで）終了後2ヶ月以内に、関係書類を提出してください。市へ提出された書類は、市役所において市民が閲覧を望まれる場合は公開します。

住民自治協議会においても、地域住民が関係資料を見ることのできるようにしてください。

② 関係書類の保管年限

住民自治協議会は、交付金の対象事業に関する**帳簿及び領収書等の書類**を整備し、当該年度における事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する市の会計年度の末日（R7年度実績はR13年3月末）まで保管してください。

積立事業に関する帳簿等については、積立事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する会計年度の末日までとします。

なお、交付金の補助を受けて活用する構成団体等についても同様です。

③ 備品等の管理

住民自治協議会は、交付金により取得した備品について、**備品台帳（45P）**を作成するなど、適切に管理してください。備品等の管理場所として、地域センター等の公共施設の一部を使用する場合は、市へ**行政財産使用許可申請（46P）**を行う必要があります。これは、備品に限らずリースした機材等を公共施設におく場合なども同様です。

(2) 交付金の繰越し

① 繰越可能額

予定していた事業内容の変更や経費の節減等によって、当該年度で使わなかった交付金を、**当該年度の交付金の額（地域選択事業を含む）の25%を限度**として、翌年度に繰越することができます。

※繰越は翌年度に限り、一度繰越した交付金を翌々年度に繰越することはできません。

※繰越した交付金の対象経費についても、充当できる科目（5P～6P）が適用されます。

※繰越金を支出予算として計上することはできません。（予備費として計上してください。）

② 繰越金の活用

住民自治協議会は、交付金の実績報告を、住民自治協議会の監査及び総会の承認を受けた上で、5月末日までに、市へ提出していただきます。

多くの住民自治協議会では、4月から5月に総会を開催され、当該年度の交付金申請も、上記の実績報告と同時に総会の承認を得るものと思われます。

こうしたことから、新年度の4月から6月にかけての総会等の活動費が不足することが想定されるため、繰越金を財源として効果的に活用することも視野に検討してください。

③ 繰越金の返還

繰越金が25%を超えた場合や、一度繰越した交付金を翌々年度に繰越した場合は、該当部分の交付金を市に返還していただきます。

(3) 交付金の積立て

地域のまちづくりを中長期的な計画に基づき実施できるように、繰越金とは別に、交付金の一部を積み立てることができます。※積立金は支出予算として計上してください。

① 積立期間

積立の承認を受けた日の属する年度から起算して**5年以内**です。
事業の実施は、積立を開始した翌年度以降5年以内です。

② 積立額

当該年度の交付金の額（地域選択事業を含む）の25%を限度とします。

③ 積立の申請

積立の申請は、総会で収支予算とともに積立の承認を受けてから、事前に市に申請しておくことが必要です。（余剰金を積立金とすることはできません。）

- ・申請時期：交付金の交付申請とあわせて提出
- ・提出書類：東広島市地域づくり推進交付金積立承認申請書（33P）、積立事業概要書（34P）

④ その他

- ・合計が25%以内であれば、目的別に複数の積立てを行うことも可能です。
- ・積立金は、積立の承認を受けた事業以外の事業に使用することはできません。
- ・承認を受けた事業に変更や中止の必要が出たときには、速やかに**東広島市地域づくり推進交付金積立変更・中止承認申請書（35P）**を提出し、承認を受けることが必要です。
- ・事業内容の大幅な変更は認められません。
- ・中止をした場合、積立金は市に返還していただくことがあります。積立の計画は慎重にたててください。

6 交付金事務手続き

(1) スケジュール 交付金関連のおよそのスケジュールは次のとおりです。

年度	月	住民自治協議会		東広島市
前年度	8～10月	●構成世帯数調査・報告 ●次年度地域選択項目意向提出	⇒	○確認
	3月	●次年度事業計画・予算案の策定	⇐	○次年度交付見込額の通知
交付年度 ※敬老事業以外の地域選択項目については、基本項目と同時に申請をすることもできます。	4月～5月	●総会の開催 事業計画・予算の承認		
	基本項目 4月～6月	●交付金交付申請書の提出 ●交付決定通知の受領 ●交付請求書の提出 ●交付金の受領	⇒ ⇐ ⇒ ⇐	○内容審査 ○交付決定通知の発送 ○内容審査 ○交付金の交付
	地域選択項目 4月～12月 交付額通知後 任意の時期	●交付金交付申請書の作成 ●交付金交付申請書の提出 ●交付決定通知の受領 ●交付請求書の提出 ●交付金の受領	⇐ ⇒ ⇐ ⇒ ⇐	○地域選択項目交付見込額通知 (敬老事業の確定額は7月に通知) ○内容審査 ○交付決定通知の発送 ○内容審査 ○交付金の交付
	3月	●事業報告・決算の策定		
翌年度	4月～5月	●総会の開催 事業報告・決算の承認 ●実績報告書の提出	⇒	○内容審査

(2) 交付の手順

① 構成世帯の把握・報告（10月）

住民自治協議会は、10月1日時点の住民自治協議会を構成する世帯を把握し、構成世帯数報告書を取りまとめ、指定期限までに市へ報告してください。

この世帯数が、次年度交付金の積算にかかる世帯割の基になります。（規則第2条（2）の「基準世帯数」参照。）

② 交付金の見込額の通知（3月）

次年度の交付金の見込額を、3月中に市から住民自治協議会へ通知します。

敬老事業の交付額は7月に確定するため、敬老事業については7月通知の額で交付申請書、事業計画等を作成してください。

③ 事業計画等の作成、総会の承認（4～5月）

住民自治協議会は、内示額を基に次年度の事業計画と予算を策定し、総会の承認を得てください。

※事業計画や予算の配分は、それぞれの地域の実情に応じ、十分な協議を経て、合意のもとで決定してください。

④ 交付金（基本項目）の交付申請・決定（4～6月）

住民自治協議会は、総会で承認された事業計画及び予算及び交付見込額通知に基づき、交付申請書を市へ提出してください。提出された申請書の内容を審査し、交付決定通知書により通知します。

【市に提出が必要な書類】

- ・東広島市地域づくり推進交付金交付申請書（基本項目）（26P）
- ・事業計画書（交付金対象事業）（27P）
- ・収支予算書（28P）
- ・まちづくり計画 ※前年度提出物と変更なければ提出不要
- ・積立承認申請書（33P） ※積立金を積み立てようとする場合のみ
- ・積立事業概要書（34P） ※積立金を積み立てようとする場合のみ
- ・その他市長が必要と認める書類（※総会議事録の写しなど）

⑤ 交付金（基本項目）の請求・支払（4～6月）

住民自治協議会は、交付決定通知書を受領後、市に交付金請求書（31P）を提出してください。

※振込先が、代表者とは別の口座の場合は、別途、委任状（47P）が必要です。

請求を受けた後、指定された振込先に交付金を支払います。

⑥ 交付金（地域選択項目）の交付申請・決定（4～12月） ※地域選択項目を実施する場合のみ

住民自治協議会は、総会で承認された事業計画、予算及び交付見込額の通知に基づき、交付申請書を市へ提出してください。提出された申請書の内容を審査し、交付決定通知書により通知します。

【市に提出が必要な書類】

- ・東広島市地域づくり推進交付金交付申請書（地域選択項目）（29P）
- ・地域選択事業計画書（30P）
※敬老事業、公衆衛生推進事業、まちづくり計画更新・普及事業、広報紙等配布事業ごとに作成
- ・その他市長が必要と認める書類（総会で議決を受けた本年度収支予算書）

※敬老事業以外の地域選択項目については、基本項目の申請と同時に申請をすることもできます。

⑦ 交付金（地域選択項目）の請求・支払（4月以降） ※地域選択項目を実施する場合のみ

住民自治協議会は、交付決定通知書を受領後、市に交付金請求書（31P）を提出してください。

※振込先が、代表者とは別の口座の場合は、別途、委任状（47P）が必要です。

請求を受けた後、指定された振込先に交付金を支払います。

(3) 実績報告の手順

① 実績のまとめ（4～5月）

住民自治協議会は、会計年度の終了後、次の実績報告書等を取りまとめ、住民自治協議会の監事による監査を経て、総会の承認を得てください。

【市に提出が必要な書類】

- ・東広島市地域づくり推進交付金実績報告書（基本項目）（36P）
- ・東広島市地域づくり推進交付金実績報告書（地域選択項目）（41P） ※実施した場合のみ
- ・事業報告書（交付金対象事業）（37P）
- ・地域選択事業報告書（42P） ※実施した場合のみ
※敬老事業、公衆衛生推進事業、まちづくり計画更新・普及事業、広報紙等配布事業ごとに作成
- ・収支決算書（38P） ※構成団体への補助金があった場合、その構成団体の収支決算書も提出。
- ・積立状況報告書（39P） ※積立金を積み立てている場合のみ
- ・積立事業報告書（40P） ※積立事業の実施年度のみ
- ・事業内容が確認できる書類（会議資料、写真、チラシ等）
- ・その他市長が必要と認める書類（監査報告書の写し、総会議事録の写し、総会資料、役員名簿、規約・組織図）

②市への事業実績の報告（4～5月）

住民自治協議会は、総会の承認を受けた後、5月末日までに市に上記の書類を提出してください。

③交付金の返還等

市は提出された実績報告を確認し、規則等に違反しているときなどは、交付金の全部又は一部の返還を命じることがあります。また、繰越金が25%を超えた場合や、一度繰越した交付金を翌々年度に繰越した場合は、その該当部分の交付金を市に返還していただきます。

(4) 住民周知

住民の方々に、広報紙等でできるだけ広く、協議経過や活動内容を知らせてください。

東広島市地域づくり推進交付金交付規則

○東広島市地域づくり推進交付金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、市と市民との協働のまちづくりを推進するため、地域において自発的かつ自主的な活動を行う住民自治協議会に対し、毎年度予算の範囲内において東広島市地域づくり推進交付金(以下「交付金」という。)を交付するものとし、その交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住民自治協議会 東広島市住民自治協議会の認定に関する規則(平成22年東広島市規則第18号。以下「認定規則」という。)第4条第1項の規定により認定を受けた団体をいう。

(2) 基準世帯数 交付金の交付を受けようとする年度の前年の10月1日(第4条第1項第2号エにおいて「基準日」という。)における住民自治協議会の区域内の世帯のうち住民自治協議会の活動に取り組んでいる世帯の合計の数をいう。

(3) 地域選択事業 次に掲げる事業であって、住民自治協議会が実施するかどうかを選択することができるものをいう。

ア 毎年4月1日において当該地域に居住する77歳以上の者(当該年の翌年の3月31日までに満77歳に達する者を含む。以下このア及び第4条第1項第2号アにおいて同じ。)、節目の年齢(77歳、80歳、88歳、90歳、99歳、100歳、108歳、111歳及び120歳の年齢をいう。以下このアにおいて同じ。)となる者(同日までにそれぞれの節目の年齢に達する者を含む。同号アにおいて同じ。)又は77歳以上の者及び77歳以上の者以外の世代の者を対象として、長寿を祝う目的で実施される事業(同号アにおいて「敬老事業」という。)

イ 健康管理、公衆衛生及び環境保全に関する意識の高揚、思想の普及等の活動(第4条第1項第2号イにおいて「公衆衛生推進事業」という。)

ウ 認定規則第2条第3号に規定するまちづくり計画(以下「まちづくり計画」という。)の更新及び更新したまちづくり計画の普及に関する事業(第4条第1項第2号ウにおいて「まちづくり計画更新・普及事業」という。)

エ 市が市民に配布する広報紙等の文書の送達に関する事業(第4条第1項第2号エにおいて「広報紙等配布事業」という。)

(4) 地域選択項目 地域選択事業の実施に要する経費に対する交付金の区分をいう。

(交付対象事業及び交付対象経費)

第3条 交付金の交付の対象となる事業は、住民自治協議会が実施する次に掲げるものとする。

- (1) 当該住民自治協議会の策定したまちづくり計画(第5条第1項第3号において同じ。)に定めたもの
 - (2) 第9条に掲げる業務に係るもの
 - (3) 地域選択事業に係るもの
 - (4) 住民自治協議会の運営その他の認定規則第2条第1号に掲げる地域におけるまちづくりに係るもの
 - (5) 市と避難行動要支援者(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者をいう。以下この号において同じ。)の避難の支援に関する協定(市と住民自治協議会が、避難行動要支援者として市に登録した者に対して行う支援活動の円滑化を目的として締結したものをいう。次条第1項第1号オにおいて「避難支援協定」という。)に関する事業に係るもの
- 2 交付金の交付の対象となる経費は、前項に掲げる事業に要する経費のうち、市長が相当と認めるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものに係る経費は、交付金の対象としない。
- (1) 政治的又は宗教的な活動を目的とするもの
 - (2) 選挙運動又はこれに類する活動を目的とするもの
 - (3) 特定の個人又は団体の営利を目的とするもの
 - (4) 他の補助金等の交付を受ける事業であって、交付金の充当が適当でないもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの
- (交付金の額)

第4条 交付金の額は、1会計年度(4月から翌年の3月まで)において次の各号により算出した額とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(1) 基本項目

ア 均等割 1住民自治協議会につき83万2,000円

イ 世帯割 基準世帯数に1,180円を乗じて得た額

ウ 過疎地域持続的発展特別加算 1住民自治協議会(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)の規定が準用される特定市町村の区域とみなされる区域として公示された区域内の住民自治協議会に限る。)につき10万円

エ 拠点加算 次の表に掲げる区域に係る1住民自治協議会に対し、それぞれ同表右欄に

定める額

区域	金額
西条小学校区	100万円
龍王小学校区	100万円
三ツ城小学校区	100万円
板城西小学校区	100万円
上黒瀬小学校区	115万円
乃美尾小学校区	121万円
中黒瀬小学校区	100万円
下黒瀬小学校区	105万円
安芸津町大田	75万円
安芸津町小松原	75万円
安芸津町風早(東広島市地域センター条例施行規則(平成23年東広島市規則第4号)別表第1に掲げる東広島市風早地域センターに係る所管区域を除く。)	71万6,000円
三津小学校区	100万円

オ 避難行動要支援者避難支援プラン策定加算 市と避難支援協定を締結した住民自治協議会であって、避難行動要支援避難支援プラン個別計画(災害対策基本法第49条の14第1項に規定する個別避難計画をいう。以下このカにおいて「個別計画」という。)の策定(当該個別計画の見直しを含む。)に関する事業に取り組み、又は実施したものに對し、次に掲げる加算の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 個別計画事務加算 交付金の交付の前年度に市が作成した避難行動要支援者名簿(災害対策基本法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者名簿をいう。)の登録者の数に500円を乗じて得た額

(イ) 個別計画新規作成事務加算 交付金の交付の前年度に住民自治協議会から市に新たに提出のあった個別計画の数((ウ)において「個別計画新規作成数」という。)に2,000円を乗じて得た額

(ウ) 個別計画見直し事務加算 交付金の交付の前年度までに住民自治協議会から市に提出のあった個別計画の数から個別計画新規作成数を減じて得た数に1,000円を乗じて得た額

カ 協働活動割 第五次東広島市総合計画に定めるまちづくり大綱に掲げる事業のうち、暮らしづくり、人づくり又は安心づくりに該当する事業に取り組む住民自治協議会に對し、市長がそれぞれ別に定める額に、市長が別に定める基準割合を乗じて得た額

(2) 地域選択項目

ア 敬老事業 次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める額

(ア) 77歳以上の者全てを対象として敬老事業を行う場合 対象となる者の数に市長が別に定める基準額を乗じて得た額

(イ) 節目の年齢となる者のうち、一部又は全部の節目の年齢となる者全てを対象として敬老事業を実施する場合 対象となる者の数に市長が別に定める基準額を乗じて得た額

(ウ) 77歳以上の者及び77歳以上の者以外の世代の者を対象として敬老事業(世代間の交流を図ることができるものに限る。)を行う場合 対象となる者の数に市長が別に定める基準額を乗じて得た額に、市長が別に定める基礎額を加えて得た額

イ 公衆衛生推進事業 2万3,000円

ウ まちづくり計画更新・普及事業 20万円

エ 広報紙等配布事業 基準世帯数に、基準日における住民自治協議会の区域内の世帯のうち当該住民自治協議会の活動に取り組んでいる世帯以外の世帯(広報紙の配布を必要としない世帯を除く。)の数及び当該住民自治協議会の区域内に事務所若しくは事業所を有する個人又は法人その他の団体の数を加えた数に400円を乗じて得た額

2 地域選択項目の区分に係る交付金は、地域選択事業の実施に要する経費以外に使用することができない。ただし、当該地域選択事業を実施したときは、当該区分に係る交付金の額から当該地域選択事業の実施に要した経費の額を控除した残額を基本項目の区分に係る交付金に充当することができる。

(交付金の交付申請)

第5条 前条第1項第1号の基本項目に係る交付金の交付を受けようとする住民自治協議会は、東広島市地域づくり推進交付金交付申請書(基本項目)(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(別記様式第2号)

(2) 収支予算書(別記様式第3号)

(3) まちづくり計画

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前条第1項第2号の地域選択項目に係る交付金の交付を受けようとする住民自治協議会は、東広島市地域づくり推進交付金交付申請書(地域選択項目)(別記様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 地域選択事業計画書(別記様式第5号)

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付金の交付決定)

第6条 市長は、前条第1項又は第2項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付金の交付及び額の決定を行い、東広島市地域づくり推進交付金交付決定通知書(別記様式第6号)によりこれらの項に規定する住民自治協議会(次条においてこれらを「申請者」という。)に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付金の交付の決定を行う場合において、交付金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(交付金の交付請求)

第7条 交付金の交付の決定を受けた申請者(以下「交付対象者」という。)は、交付金の請求をしようとするときは、東広島市地域づくり推進交付金交付請求書(別記様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(交付金の管理)

第8条 交付対象者は、交付金を金融機関への預金又はこれに類するものであって市長が適当と認める方法により管理しなければならない。

(必須業務)

第9条 交付対象者は、次に掲げる全ての業務を実施しなければならない。

(1) 地域住民に周知させる必要のある事項の伝達又は回覧

(2) 生活関連に係る地域住民の要望事項等の取りまとめ及び市長への報告

(3) 地域住民の地縁に基づいて形成された団体等(次号において「地域団体等」という。)の育成

(4) 地域団体等の代表者の把握

(5) 市が依頼する各種委員の候補者の推薦

(6) 市が依頼する照会、調査等の取りまとめ及び回答

(7) 当該年度の10月1日における当該交付対象者の活動に取り組んでいる世帯数の把握及び市長への報告

(8) 市が要請した場合における活動発表等の実施

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

(変更又は中止の申請)

第10条 交付対象者は、第5条に掲げる申請書又は添付書類に記載した事項を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに東広島市地域づくり推進交付金変更・中止申請書(別記様式第8号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更につ

いては、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容が適当であると認めるときは、東広島市地域づくり推進交付金変更・中止承認通知書(別記様式第9号)により、その旨を当該交付対象者に通知するものとする。

3 第6条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(交付金の繰越し)

第11条 交付対象者は、当該年度における交付対象事業に係る予算のうち、当該年度の交付金の額に100分の25を乗じて得た額に相当する額を限度として、これを翌年度に限り繰り越すことができる。

2 交付金の繰越しの額が前項の規定による限度額を超過する場合にあっては、当該超過額の返還は、第14条の規定にかかわらず、市長が適当と認める方法によることができる。

(交付金の積立て)

第12条 交付対象者は、翌年度以後に市長が特に必要と認める事業を実施しようとする場合において、交付金の一部を積立金として積み立てることができる。

2 積立金の積立て期間及び額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 積立金の積立て期間は、次項の承認を受けた日の属する年度から起算して5年以内とする。

(2) 前号の期間内の各年度における積立金の額は、当該年度の交付金の額に100分の25を乗じて得た額を限度とする。

3 交付対象者は、積立金を積み立てようとするときは、東広島市地域づくり推進交付金積立承認申請書(別記様式第10号)に積立事業概要書(別記様式第11号)を添えて市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の申請を承認したときは、東広島市地域づくり推進交付金積立承認通知書(別記様式第12号)により交付対象者に通知するものとする。

5 積立金は、前項の規定による承認を受けた事業(以下「積立事業」という。)の実施に要する経費以外に使用することができない。

6 第4項の規定による承認を受けた交付対象者は、同項の申請書に記載した事項を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに東広島市地域づくり推進交付金積立変更・中止承認申請書(別記様式第13号)を市長に提出しなければならない。

7 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容が適当であると認めるときは、東広島市地域づくり推進交付金積立変更・中止承認通知書(別記様式第14号)により、その旨を当該交付対象者に通知するものとする。

8 第6条第2項の規定は、第4項及び前項の場合について準用する。

(実績報告)

第13条 第4条第1項第1号の基本項目に係る交付対象者は、市の会計年度終了後2か月以内に、東広島市地域づくり推進交付金実績報告書(基本項目)(別記様式第15号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書(別記様式第16号)

(2) 収支決算書(別記様式第17号)

(3) 積立金を積み立てている場合(積立事業の実施年度である場合を除く。)にあつては、積立状況報告書(別記様式第18号)

(4) 積立事業の実施年度である場合にあつては、積立事業報告書(別記様式第19号)

(5) 事業の内容が確認できる書類(会議資料、写真等)

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 第4条第1項第2号の地域選択項目に係る交付対象者は、市の会計年度終了後2か月以内に、東広島市地域づくり推進交付金実績報告書(地域選択項目)(別記様式第20号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 地域選択事業報告書(別記様式第21号)

(2) 事業の内容が確認できる書類(会議資料、写真等)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付金の交付決定の取消し及び交付金の返還)

第14条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した交付金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この規則の規定又は第6条第2項の決定に付された条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により交付金の交付の決定を受けたとき。

(3) 交付対象事業に係る収支決算の支出額が著しく予算額と相違し、かつ、その支出額が交付対象経費の額に比して甚だしく寡少であるとき。

(4) 交付対象者が解散し、若しくは事業を中止し、又は市長において交付対象事業の遂行の見込みがないと認めたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める行為があつたとき。

2 前項の規定により交付金の返還を命ぜられた交付対象者は、市長が定める期限までに当該交付金を返還しなければならない。

(関係書類の保管)

第15条 交付対象者は、交付対象事業に関する帳簿及び書類を整備し、当該年度における事業の完了の日から起算して5年(積立事業に関する帳簿及び書類にあっては、当該積立事業の完了の日から起算して5年)を経過した日の属する市の会計年度の末日まで保管しなければならない。

(指導監督)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、交付対象者に対して当該交付対象事業に関する報告を求め、又は必要な指示を行い、若しくは調査を行うことができる。

(財産の管理)

第17条 交付対象者は、交付金により取得し、又は効用の増加した財産を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 交付対象者は、前項の財産を、交付金の交付の目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成28年規則1号・令和3年26号〕)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(一部改正〔平成25年規則10号・令和2年49号〕)

(住民自治協議会の認定を受けた年度における交付金の交付の要件等)

2 認定規則第4条の規定により住民自治協議会の認定を受けた年度における第4条第1項の交付金については、当該年度の4月から9月までの間に第5条第1項の規定により交付金の交付の申請をした場合に限り交付するものとする。この場合において、第4条第1項の交付金の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額に2分の1を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(追加〔平成25年規則10号〕、一部改正〔令和2年規則49号〕)

附 則(平成24年3月22日規則第5号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月27日規則第10号)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定(「12月1日」を「10月1日(第4条第1号ウにおいて「基準日」という。))に改める部分に限る。)及び第9条の改正規定(第7号中「12月1日」を「10月1日」に、「基準世帯数」を「当該交付対象者の構成員の属する世帯数(第1号に掲げる業務を実施する交付対象者にあつては、当該交付対象者の構成員の属する世帯数及び広報紙等配布世帯等の数)」に改め、同号を同条第8号とする部分に限る。)は、平成24年10月1日から適用する。

2 第2条第2号の改正規定(ただし書を削る部分に限る。)に係る基準世帯数は、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月31日規則第14号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規則第64号)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の第4条第1項第1号オの表の規定は、平成27年度以後の年度分の交付金について適用し、平成26年度分までの交付金については、なお従前の例による。

附 則(平成28年2月26日規則第1号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第3号の改正規定及び第4条第1項第2号の次に次のように加える改正規定は、平成28年2月26日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第20号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規則第33号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日規則第43号)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の東広島市地域づくり推進交付金交付規則の規定は、平成31年度以後の年度分の交付金について適用し、平成30年度分までの交付金については、なお従前の例による。

附 則(令和2年8月28日規則第49号)

この規則は、令和2年8月28日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第26号)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東広島市地域づくり推進交付金交付規則の規定は、令和3年度以後の年度分の交付金について適用し、令和2年度分までの交付金については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の書式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和4年3月28日規則第21号)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東広島市地域づくり推進交付金交付規則の規定は、令和4年度以後の年度分の交付金について適用し、令和3年度分までの交付金については、なお従前の例による。

附 則(令和4年8月17日規則第38号)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東広島市地域づくり推進交付金交付規則の規定は、令和5年度以後の年度分の交付金について適用し、令和4年度分までの交付金については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の書式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和5年3月31日規則第31号)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東広島市地域づくり推進交付金交付規則の規定は、令和5年度以後の年度分の交付金について適用し、令和4年度分までの交付金については、なお従前の例による。

附 則(令和6年3月31日規則第27号)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東広島市地域づくり推進交付金交付規則の規定は、令和6年度以後の年度分の交付金について適用し、令和5年度分までの交付金については、なお従前の例による。

附 則(令和7年3月28日規則第29号)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東広島市地域づくり推進交付金交付規則の規定は、令和7年度以後の年度分の交付金について適用し、令和6年度分までの交付金については、なお従前の例による。

附 則(令和8年3月31日規則第24号)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東広島市地域づくり推進交付金交付規則の規定は、令和8年度以後の年度分の交付金について適用し、令和7年度分までの交付金については、なお従前の例による。

別記様式第1号（第5条関係）

年度東広島市地域づくり推進交付金交付申請書（基本項目）

年 月 日

東広島市長 様

申請者 住 所
 団体の名称
 代表者の氏名
 電話番号

年度東広島市地域づくり推進交付金を受けたいので、東広島市地域づくり推進交付金交付規則第5条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 金 _____ 円

2 交付申請額の内訳

区 分	交付申請額（円）	備 考
1 均等割	832,000	
2 世帯割		基準世帯数()世帯× 1,180円
3 過疎地域自立促進特別加算		
4 拠点加算		
5 避難行動要支援者避難支援プラン策定加算		
6 協働活動割		()円×交付率 ()%
計		1,000円未満の端数は、切り捨てる。

3 添付書類

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) まちづくり計画
- (4) その他市長が必要と認める書類

別記様式第2号（第5条関係）

事業計画書（ 年度）

団体の名称（ ）

1 住民自治協議会の運営

区分	開催時期	開催場所	参加人数	備考
総会				
役員会				
専門部会				

2 事業計画（交付金対象事業）

分野又は 部会	事業内容				備考
	事業名	実施時期	実施場所	参加人数	

注 欄内に記入できない場合は、別紙とすること。

別記様式第3号（第5条関係）

別記様式第3号（第5条関係）

収支予算書（ 年度）

団体の名称（ ）

収入

科目	金額 (円)	金額の内訳			備考
		交付金	財産区補助金	その他	
1 交付金					
(1) 基本項目					
(2) 地域選択項目					
(3) 積立金					
(4) 繰越金（交付金）					
2 財産区補助金					
(1) 財産区補助金					
(2) 繰越金（補助金）					
3 その他					
(1) 会費					
(2) 寄附金					
(3) 事業収入					
(4) 雑収入					
(5) 補助金					
(6) 繰越金（その他）					
合計					

支出

事業等	金額 (円)	金額の内訳			交付金の内訳科目			備考
		交付金	経費	その他	報償費	旅費		
1 管理運営								
(1) 事務所運営								
(2) 役員報償等								
(3) 会議運営								
(4)								
2 交付金対象事業								
(1)								
(2)								
3 交付金対象外事業								
(1)								
(2)								
4 積立金								
(1)								
5 予備費								
(1)								
合計								

積立金の状況

積立金	金額 (円)	内訳			備考
		前年度までに積み立てた額	今年度の積立額	今年度の取崩額	
1					
2					
合計					

チェック項目	☑欄
交際費（慶弔費を含む。）はありません。	<input type="checkbox"/>
アルコール類等の飲食を伴う交流会及び懇親会は含まれていません。	<input type="checkbox"/>
他の団体又は個人に対する貸付金及び投資・出資金はありません。	<input type="checkbox"/>
他の団体又は個人に対する寄附金はありません。	<input type="checkbox"/>

注1 欄内に記入できない場合は、別紙とすること。

2 行が不足する場合は、適宜行を追加すること。

年度東広島市地域づくり推進交付金交付申請書（地域選択項目）

年 月 日

東広島市長 様

申請者 住 所
団体の名称
代表者の氏名
電話番号

年度東広島市地域づくり推進交付金を受けたいので、東広島市地域づくり推進交付金交付規則第5条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 金 _____ 円

2 交付申請額の内訳

事業名	交付申請額（円）	備考
計		1,000円未満の端数は、切り捨てる。

3 添付書類

- (1) 地域選択事業計画書（別記様式第5号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

年度東広島市地域づくり推進交付金交付請求書

年 月 日

東広島市長 様

請求者 住 所
団体の名称
代表者の氏名
電話番号

年 月 日付け指令東広 第 号で交付決定を受けた東広島市地域づくり推進交付金（基本項目・地域選択項目）について、東広島市地域づくり推進交付金交付規則第7条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 金 _____ 円

2 振込先

金融機関名	銀行 金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所 出張所
預金種目	普通・当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

年度東広島市地域づくり推進交付金変更・中止申請書

年 月 日

東広島市長 様

申請者 住 所
団体の名称
代表者の氏名
電話番号

年 月 日付け指令東広 第 号で交付決定を受けた東広島市地域づくり推進交付金について、東広島市地域づくり推進交付金交付規則第10条第1項の規定により、事業の（変更・中止）を申請します。

交付金の区分	<input type="checkbox"/> 基本項目 <input type="checkbox"/> 地域選択項目	
事業名		
変更・中止年月日	年 月 日	
変更・中止の理由		
変更の内容	変更前	変更後

- 注 1 該当する項目の□欄にチェックをすること。
2 変更の場合は、変更内容が分かる書類を添付すること。

年度東広島市地域づくり推進交付金積立承認申請書

年 月 日

東広島市長 様

申請者 住 所
団 体 の 名 称
代 表 者 の 氏 名
電 話 番 号

積立金の積立ての承認を受けたいので、東広島市地域づくり推進交付金交付規則第12条第3項の規定により申請します。

- 1 積立金により実施しようとする事業名 _____ 事業
- 2 事業の概要 別紙積立事業概要書のとおり。

積立事業概要書

団体の名称（ _____ ）

1 積立金により実施しようとする事業名 _____ 事業

2 事業の実施年度 _____ 年度

3 事業の内容（具体的に記載すること。）

4 収支予算

(1) 収入

科目	金額（円）	備考
合計		

(2) 支出

科目	金額（円）	備考
合計		

5 積立て期間 _____ 年度から _____ 年度まで

6 積立計画

区分		金額（円）
各年度に積み立てる額	1年目（ _____ 年度）	
	2年目（ _____ 年度）	
	3年目（ _____ 年度）	
	4年目（ _____ 年度）	
	5年目（ _____ 年度）	
合計		

- 注 1 欄内に記入できない場合は、別紙とすること。
 2 参考となる資料がある場合は、添付すること。

年度東広島市地域づくり推進交付金積立変更・中止承認申請書

年 月 日

東広島市長 様

申請者 住 所
 団体の名称
 代表者の氏名
 電話番号

年 月 日付け指令東広 第 号で承認を受けた東広島市地域づくり推進交付金に係る積立金について、東広島市地域づくり推進交付金交付規則第12条第6項の規定により、事業の（変更・中止）を申請します。

事業名		
変更・中止年月日	年 月 日	
変更・中止の理由		
変更の内容	変更前	変更後

注 変更の場合は、変更内容が分かる書類を添付すること。

年度東広島市地域づくり推進交付金実績報告書（基本項目）

年 月 日

東広島市長 様

報告者 住 所
団体の名称
代表者の氏名
電話番号

年 月 日付け指令東広 第 号で交付決定を受けた東広島市地域づくり推進交付金について、事業が完了したので、東広島市地域づくり推進交付金交付規則第13条第1項の規定により、次のとおり報告します。

1 交付決定額 金 _____ 円

2 受領済額 金 _____ 円

3 添付書類

- (1) 事業報告書（別記様式第16号）
- (2) 収支決算書（別記様式第17号）
- (3) 積立金を積み立てている場合（積立事業の実施年度である場合を除く。）にあつては、積立状況報告書（別記様式第18号）
- (4) 積立事業の実施年度である場合にあつては、積立事業報告書（別記様式第19号）
- (5) 事業の内容が確認できる書類（会議資料、写真等）
- (6) その他市長が必要と認める書類

別記様式第17号（第13条関係）

収支決算書（ 年度）

団体の名称（ ）

収入

科目	金額 (円)	金額の内訳			備考
		交付金	財産区 補助金	その他	
1 交付金					
(1) 基本項目					
(2) 地域選択項目					
(3) 積立金					
(4) 繰越金（交付金）					
2 財産区補助金					
(1) 財産区補助金					
(2) 繰越金（補助金）					
3 その他					
(1) 会費					
(2) 寄附金					
(3) 事業収入					
(4) 雑収入					
(5) 補助金					
(6) 繰越金（その他）					
合計					

支出

事業等	金額 (円)	金額の内訳			交付金の内訳科目			備考
		交付金	繰越金	その他	報償費	謝礼金		
1 管理運営								
(1) 事務所運営								
(2) 役員報償等								
(3) 会議運営								
(4)								
2 交付金対象事業								
(1)								
(2)								
3 交付金対象外事業								
(1)								
(2)								
4 積立金								
(1)								
5 繰越費								
(1)								
合計								

積立金の状況

積立金	金額 (円)	内訳			備考
		前年度ま でに積み 立てた額	今年度の 積立額	今年度の 取崩額	
1					
2					
合計					

チェック項目	☑欄
交際費（慶弔費を含む。）はありません。	<input type="checkbox"/>
アルコール類等の飲食を伴う交流会及び懇親会は含まれていません。	<input type="checkbox"/>
他の団体又は個人に対する貸付金及び投資・出資金はありません。	<input type="checkbox"/>
他の団体又は個人に対する寄附金はありません。	<input type="checkbox"/>

注1 欄内に記入できない場合は、別紙とすること。

2 行が不足する場合は、適宜追加すること。

年度東広島市地域づくり推進交付金実績報告書（地域選択項目）

年 月 日

東広島市長 様

報告者 住 所
団体の名称
代表者の氏名
電話番号

年 月 日付け指令東広 第 号で交付決定を受けた東広島市地域づくり推進交付金について、事業が完了したので、東広島市地域づくり推進交付金交付規則第13条第2項の規定により、次のとおり報告します。

1 交付決定額 金 _____ 円

2 受領済額 金 _____ 円

3 添付書類

- (1) 地域選択事業報告書（別記様式第21号）
- (2) 事業の内容が確認できる書類（会議資料、写真等）
- (3) その他市長が必要と認める書類

地域選択事業報告書 (年度)

団体の名称 ()

1 事業名 _____ 事業

2 事業の概要

事業の内容	
実施時期	
実施場所	
参加人数	
備考	

3 収支決算

(1) 収入

科目	金額 (円)	備考
合計		

(2) 支出

科目	金額 (円)	備考
合計		

- 注 1 この用紙は、地域選択事業ごとに作成すること。
 2 欄内に記入できない場合は、別紙とすること。
 3 参考となる資料がある場合は、添付すること。

参 考 様 式

年分 支払証明書

支払日	年 月 日		
支払を受ける者	住所		
	氏名		
区分	細目	支払金額	備考
(摘要)			
支払者	住所	(電話)	
	氏名	®	
整理欄			

令和 〇〇年分 支払証明書

見 本

支払日	令和 〇〇年〇〇月〇〇日		
支払を受ける者	住所	広島県東広島市〇〇町〇〇〇	
	氏名	〇〇 〇〇	
区分	細目	支払金額	備考
報償費	自治会長謝金	¥220,000	1,000円×220世帯
(摘要)			
支払者	住所	広島県東広島市△△町△△△	(電話)■■■■-■■■■-■■■■
	氏名	〇〇住民自治協議会	®
整理欄			

行政財産使用許可申請書

令和 年 月 日

東広島市長 様

申請人

住 所

氏名又は名称
及び代表者氏名

電話番号 (- -)

次により財産を使用させてください。

使用しようとする財産の表示	所 在
	明 細
使用目的	
理 由	
期 間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

委 任 状

代理人住所

代理人（口座名義人）

上記の者（口座名義人）を代理人として、東広島市地域づくり推進交付金の受領について委任します。

東広島市長 様

年 月 日

住 所

団 体 名

代表者職氏名

⑩

請求者	代理人（振込先）
「〇〇自治協 会長 〇川〇男」 → 「△山△子」 委任状 <u>必要</u>	
「〇〇自治協 会長 〇川〇男」 → 「〇川〇男」 委任状 <u>不要</u>	

総会議事録見本

〇〇住民自治協議会定例総会 議事録

1. 概要

- (1) 会議の種類 : 定例総会
- (2) 開催日時 : 令和〇〇年〇月〇〇日 10時から11時まで
- (3) 開催場所 : 〇〇地域センター
- (4) 総会の構成員 : 85名(定足数43名)
- (5) 出席者 : 49名
- (6) 委任状 : 26名(定足数に達しており総会成立)
- (7) 議長 : 規約により会長が就任
- (8) 議事録署名人 : 議長の指名により、〇〇 〇〇氏と△△ △△氏
- (9) 資料 : 別添総会資料のとおり

各項目が明記されているか確認してください。

2. 議事の審査及び結果

- (1) 第1号議案 令和〇〇年度事業報告について
- (2) 第2号議案 令和〇〇年度収支決算について
監査報告 (監事◎◎ ◎◎)
1, 2の質問があったが、全員一致によって、原案どおり承認された。
- (3) 第3号議案 令和〇〇年度事業計画(案)について
- (4) 第4号議案 令和〇〇年度収支予算(案)について
質疑なく、全員一致によって、原案どおり承認された。
- (5) 第5号議案 役員改選について
質疑なく、全員一致によって、原案どおり承認された。

合意形成がされたことと、監査報告があったことを明記してください。

3. その他

その他報告事項等。別添総会資料のとおり。

以上、この議事抄録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人が署名する。

令和〇〇年〇月〇〇日

署名人と議長の署名の確認。
各人が自署してください。

議長 □□ □□
議事録署名人 ○○ ○○
議事録署名人 △△ △△

監査の日付が会計年度
末日以降かつ総会以前
となっているか

監査結果報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日、〇〇住民自治協議会の令和〇〇年度決算書及び関係書類について、規約第〇条第〇項の規定により監査したところ、適正であったことを認めます。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇住民自治協議会

監事 〇〇 〇〇 印

監事 △△ △△ 印

監事の署名押印があるか

様式記入例

別記様式第1号（第5条関係）

令和〇〇年度東広島市地域づくり推進交付金交付申請書（基本項目）

令和〇〇年〇月〇〇日

東広島市長 様

職名を忘れずに

申請者 住 所 東広島市西条栄町8番29号
 団体の名称 〇〇住民自治協議会
 代表者職氏名 会長 東広島 太郎
 電話番号 082-420-0924

年度も忘れずに

令和〇〇年度東広島市地域づくり推進交付金を受けたいので、東広島市地域づくり推進交付金交付規則第5条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 金2,355,000円
- 2 交付申請額の内訳

3月下旬に通知した「交付見込額について」の基本項目の交付見込額と合わせてください。

区 分	交付申請額（円）	備 考
1 均等割	832,000	
2 世帯割	378,780	基準世帯数（321）世帯× 1,180円
3 過疎地域自立促進特別加算		
4 拠点加算	750,000	
5 避難行動要支援者避難支援プラン策定加算	95,000	
6 協働活動割	300,000	（300,000）円×交付率 （100）%
計	2,355,000	1,000円未満の端数は、切り捨てる。

- 3 添付書類
 - (1) 事業計画書（別記様式第2号）
 - (2) 収支予算書（別記様式第3号）
 - (3) まちづくり計画
 - (4) その他市長が必要と認める書類

3月下旬に通知した「交付見込額について」の基本項目の内訳と合わせてください。

別記様式第2号（第5条関係）

事業計画書（令和〇〇年度）

会議等の開催予定月を記入してください。

団体の名称（〇〇住民自治協議会）

1 住民自治協議会の運営

区分	開催時期	開催場所	参加人数	備考
総会	4月	〇〇地域センター	60人	
役員会	4, 6, 8, 10, 12, 1, 3月	同上	5人	
専門部会				
総務広報部会	4, 8, 12, 3月	〇〇地域センター他	10人	
防犯防災部会	5, 8, 11, 2月	同上	20人	
福祉保健部会	6, 9, 2月	同上	10人	
体育健康部会	5, 8, 1月	同上	15人	
環境景観部会	5, 8, 11月	同上	10人	

2 事業計画（交付金対象事業）

分野又は部会	事業内容				備考
	事業名	実施時期	実施場所	参加人数	
総務広報	自治会支援事業	6, 9, 11, 1月	〇〇地域センター	60人	
	広報紙発行	5, 7, 9, 11, 1, 3月	—	10人	
	空き家調査	7, 8, 9, 10月	小学校区内	10人	暮らし
防犯防災	防犯パトロール	毎月	小学校区内	30人	安心
	防災訓練	8, 3月	運動公園ほか	100人	安心
	避難支援	通年	—	10人	
福祉保健	福祉祭り	10月	〇〇地域センター	25人	暮らし
	敬老会	9月	〇〇地域センター	30人	
	青少年の日イベント	7月	〇〇小学校	40人	人
体育健康	市民スポーツ大会	6, 8月	運動公園ほか	80人	人
	健康づくり事業	8, 10, 12月	〇〇小学校体育館	20人	安心
環境景観	きれいなまちづくりキャンペーン	6月	小学校区内	100人	暮らし
	資源回収	7, 12月	〇〇小学校	20人	暮らし
	水辺教室	8月	〇〇川	30人	人

注 欄内に記入できない場合は、別紙とすること。

事業の実施予定月を記入してください。

協働活動割の対象となる3大綱(暮らしづくり・人づくり・安心づくり)に該当する事業については、備考欄にその旨を明記してください。

別記様式第3号(第5条関係)

別記様式第3号(第5条関係)

収支予算書(令和8年度)

団体の名称(●●住民自治協議会)

科目	金額(円)	金額の内訳		備考
		交付金	財産区補助金	
1 市交付金	3,383,840	3,383,840		
(1) 基本項目	2,355,000	2,355,000		均等割632,000円+世帯割321世帯×1,180円+拠点加算750,000円+避難支援プラン策定加算95,000円+協働活動割300,000円
(2) 地域選択項目	615,000	615,000		敬老事業200,000円+公衆衛生推進事業23,000円+まちづくり計画更新・普及事業200,000円+広報紙等配布事業132,000円
(3) 積立金	0	0		
(4) 繰越金(交付金)	413,840	413,840		
2 財産区補助金	1,000,000		1,000,000	
(1) 財産区補助金	1,000,000		1,000,000	
(2) 繰越金(補助金)	0		0	
3 その他の収入	894,190		894,190	
(1) 会費	160,000		160,000	世帯×500円
(2) 寄附金	20,000		20,000	
(3) 事業収入	50,000		50,000	福祉まつり売上40,000円+資源回収収入10,000円
(4) 雑収入	50		50	利子50円
(5) 補助金	300,000		300,000	市民協働のまちづくり活動応援補助金
(6) 繰越金(その他)	364,140		364,140	
合計	5,278,030	3,383,840	1,000,000	894,190

基本項目の内訳を記載してください。
地域選択事業の名称と金額を記載してください。
積立金は事業実施年度にのみ計上します。

事業収入の内訳を記載してください。

補助金の内訳を記載してください。

事業等	金額(円)	金額の内訳			交付金の内訳科目										備考
		交付金	財産区補助金	その他	報償費	消耗品費	食糧費	印刷製本費	通信運搬費	保険料	備品購入費	補助金	光熱水費	手数料	
1 管理運営	1,372,900	1,372,900	0	45,000	631,800	45,000	25,000	25,000	15,000	60,000	250,000	280,000	20,000	6,300	
(1) 事務所運営	681,800	681,800		10,000	280,800	40,000		5,000	5,000	60,000	250,000		20,000	1,000	事務員報償費900円×312時間
(2) 役員報償等	41,000	41,000			40,000									1,000	会長・事務局長報償費各20,000円
(3) 自治会長報償等	264,100	264,100			260,800									3,300	321×800円+10(非構成世帯等)×400円 広報紙等配布事業分報償含む
(4) 会務運営	110,000	100,000		10,000	50,000	5,000	15,000	20,000	10,000						
(5) 構成団体支援	276,000	251,000		25,000								250,000		1,000	自治会50,000円×5
2 交付金対象事業	2,854,000	1,324,000	1,000,000	330,000	250,000	115,000	295,000	389,000	20,000	20,000	220,000	0	10,000	5,000	
(1) 広報広聴部会	913,000	513,000	0	0	100,000	35,000	25,000	330,000	13,000	0	10,000	0	0	0	
自治協だより	150,000	150,000				15,000	5,000	120,000	10,000						
まちづくり計画	310,000	310,000		100,000			10,000	200,000							まちづくり計画更新・普及事業
空き室調査	53,000	53,000				20,000	10,000	10,000	3,000		10,000				
(2) 防災防犯部会	244,000	244,000	0	0	20,000	28,000	35,000	11,000	0	0	150,000	0	0	0	
防犯パトロール	80,000	80,000			10,000	5,000	10,000	5,000			50,000				
防災訓練	133,000	133,000				8,000	20,000	5,000			100,000				
要支援者対策	31,000	31,000		10,000	15,000	5,000	1,000								
(3) 福祉保健部会	1,433,000	403,000	1,000,000	30,000	125,000	25,000	170,000	33,000	2,000	15,000	30,000	0	0	3,000	
福祉まつり	1,133,000	103,000	1,000,000	30,000	20,000	10,000	30,000	8,000	2,000	10,000	20,000			3,000	出演者報償費5,000円×4団体
敬老会	260,000	260,000		105,000			135,000	20,000							敬老事業
青少年の日イベント	40,000	40,000				15,000	5,000	5,000		5,000	10,000				
(4) 体育健康部会	33,000	33,000	0	0	0	4,000	20,000	4,000	0	5,000	0	0	0	0	
市民スポーツ大会	24,000	24,000				2,000	15,000	2,000		5,000					
健康づくり事業	9,000	9,000				2,000	5,000	2,000							
(5) 環境保健部会	431,000	131,000	0	300,000	5,000	23,000	45,000	11,000	5,000	0	30,000	0	10,000	2,000	
きれいなまちづくりキャンペーン	40,000	40,000				5,000	20,000				10,000		5,000		公衆衛生推進事業
資源回収	11,000	11,000				3,000	5,000	3,000							
水辺教室	380,000	80,000		300,000	5,000	15,000	20,000	8,000	5,000		20,000		5,000	2,000	市民協働のまちづくり活動応援補助金
3 交付金対象外事業	130,000			130,000											
(1) 慶弔	50,000			50,000											
(2) 親睦会	80,000			80,000											
4 積立金	500,000	500,000													
(1) 創立15周年記念事業	300,000	300,000													300,000円×R6~R8積立
(2) 創立20周年記念事業	200,000	200,000													200,000円×R8~R12積立
5 予備費	621,130	231,940	0	389,190											
(1) 予備費	621,130	231,940	0	389,190											
合計	5,278,030	3,383,840	1,000,000	894,190	881,800	160,000	320,000	414,000	35,000	80,000	470,000	250,000	30,000	11,300	

補助金を交付した構成団体の決算書も自治協で保管してください。

該当の選択項目名を記載してください。

該当の選択項目名を記載してください。

該当の選択項目名を記載してください。

その他の支出経費は内訳不要です。
その他の支出経費は内訳不要です。

積立金額は交付金額(基本+選択)の25%が上限です。
積立金の内訳を記載してください。
積立金の内訳を記載してください。

積立事業	金額(円)	金額の内訳		備考
		前年度からの繰り越し(円)	本年度の積立額	
1 創立15周年記念事業	900,000	600,000	300,000	
2 創立20周年記念事業	200,000	0	200,000	
合計	1,100,000	600,000	500,000	

チェック項目	☑/☐
交際費(慶弔費を含む。)はありません。	<input type="checkbox"/>
アルコール類等の飲食を伴う交流会及び懇話会はありません。	<input type="checkbox"/>
他の団体又は個人に対する貸付金及び投資・出資金はありません。	<input type="checkbox"/>
他の団体又は個人に対する寄附金はありません。	<input type="checkbox"/>

注1 欄内に記入できない場合は、別紙とすること。
2 行が不足する場合は、適宜行を追加すること。

別記様式第4号（第5条関係）

令和〇〇年度東広島市地域づくり推進交付金交付申請書（地域選択項目）

令和〇〇年〇月〇〇日

東広島市長 様

職名を忘れずに

申請者 住 所 東広島市西条栄町8番29号
団体の名称 〇〇住民自治協議会
代表者職氏名 会長 東広島 太郎
電 話 番 号 082-420-0924

年度も忘れずに

令和〇〇年度東広島市地域づくり推進交付金を受けたいので、東広島市地域づくり推進交付金交付規則第5条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 金615,000円

別途通知する「地域づくり推進交付金の交付見込額について」の各金額と合わせてください。
敬老事業については7月通知の額で申請してください。

2 交付申請額の内訳

区 分	交付申請額（円）	備 考
（敬老）事業	260,000	100人×2,600円
（公衆衛生推進）事業	23,000	
（まちづくり計画更新・普及）事業	200,000	
（広報紙等配布）事業	132,000	（構成世帯（321）＋非構成世帯等（10））×400円
計	615,000	1,000円未満の端数は、切り捨てる。

3 添付書類

- (1) 地域選択事業計画書（別記様式第5号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

各事業の見込額は千円未満を切り捨てて千円単位で計上します。
敬老事業と広報紙等配布事業における端数の合算により繰り上がった額は、敬老事業に加算して見込額を通知します。

この様式は、事業ごとに作成すること。

別記様式第5号（第5条関係）

敬老事業の場合

地域選択事業計画書（令和〇〇年度）

団体の名称（〇〇住民自治協議会）

1 事業名 敬老 事業

2 事業の概要

事業の内容	<p>①、②ともにいずれかに○をしてください。</p> <p>①実施方法 <input checked="" type="radio"/> 対面イベント ・ 記念品の手渡し ・ 記念品の業者による配送</p> <p>②案内・配布対象者 <input checked="" type="radio"/> 77歳以上の高齢者全て ・ 節目となる年齢の高齢者 <input type="radio"/> 高齢者を含む多世代</p> <p>事業実施担当 福祉部会 部会長 〇〇 〇〇 連絡先 420-〇〇〇〇</p>
実施時期	本番 9月〇日午前10時から ・ 準備 9月〇日
実施場所	〇〇地域センター
参加人数	125名（参加予定敬老者100名＋当日お手伝い予定者25名）
備考	前日までの準備お手伝い 10名

担当する部会や組織名等を記載してください。可能であれば連絡先も記入してください。

保険をかけるため、参加敬老者とお手伝いの人数を記入してください

備考欄には、前日の準備等に関わる人数を記載してください。

3 収支予算

(1) 収入

科目	金額（円）	備考
交付金（地域選択項目）	260,000	100人×2,600円
合計	260,000	

高齢者を含む多世代を対象に敬老の趣旨を含む対面イベントを実施する場合は200,000円＋100人×1,500円

(2) 支出

科目	金額（円）	備考
食糧費	135,000	弁当代135人×800円 お茶代135本×200円
報償費	50,000	記念品代100人×500円
印刷製本費	20,000	冊子作成
報償費	55,000	〇〇ステージ謝礼
合計	260,000	

- 注 1 この用紙は、地域選択事業ごとに作成すること。
 2 欄内に記入できない場合は、別紙とすること。
 3 参考となる資料がある場合は、添付すること。

公衆衛生推進事業の場合

地域選択事業計画書（令和〇〇年度）

団体の名称（〇〇住民自治協議会）

1 事業名 公衆衛生推進 事業

2 事業の概要

事業の内容	〇〇公園整備 ・清掃作業（年5回） ・植栽管理（随時） ・草刈（年2回） ・掲示板管理（随時） 事業実施担当 環境部会 部会長 〇〇 〇〇 連絡先 420-〇〇〇〇	担当する部会や組織名等を記載してください。 可能であれば連絡先も記入してください。
実施時期	4月1日から3月31日の間で5回	
実施場所	〇〇公園	
参加人数	20名（部会員ほか）	
備考		

3 収支予算

(1) 収入

科目	金額（円）	備考
交付金（地域選択項目）	23,000	
交付金（基本項目）	17,000	
合計	40,000	

(2) 支出

科目	金額（円）	備考
消耗品費	5,000	清掃物品、植栽物品
食糧費	20,000	参加者お茶代200円×20名×5回
光熱水費	5,000	草刈り機用燃料
備品購入費	10,000	清掃用具、植栽用具
合計	40,000	

- 注 1 この用紙は、地域選択事業ごとに作成すること。
 2 欄内に記入できない場合は、別紙とすること。
 3 参考となる資料がある場合は、添付すること。

この様式は、事業ごとに作成すること。

まちづくり計画更新・普及事業の場合

地域選択事業計画書（令和〇〇年度）

団体の名称（〇〇住民自治協議会）

1 事業名 まちづくり計画更新・普及 事業

2 事業の概要

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり計画の更新にあたって行う事前調査等 ・まちづくり計画の更新に係る会議・作業等 ・更新したまちづくり計画の印刷・頒布等 <p>事業実施担当 総務広報部会長 〇〇 〇〇 連絡先 420-〇〇〇〇</p>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px;"> 担当する部会や組織名等を記載してください。 可能であれば連絡先も記入してください。 </div>
実施時期	4月から3月	
実施場所	〇〇地域センター	
参加人数	10名（部会員ほか）	
備考		

3 収支予算

(1) 収入

科目	金額（円）	備考
交付金（地域選択項目）	200,000	
交付金（基本項目）	110,000	
合計	310,000	

(2) 支出

科目	金額（円）	備考
報償費	100,000	100時間×1,000円
食糧費	10,000	会議参加者お茶代 100円×10名×10回
印刷製本費	200,000	計画冊子 200円×1,000部
合計	310,000	

- 注 1 この用紙は、地域選択事業ごとに作成すること。
 2 欄内に記入できない場合は、別紙とすること。
 3 参考となる資料がある場合は、添付すること。

広報紙等配布事業の場合

地域選択事業計画書（令和〇〇年度）

団体の名称（〇〇住民自治協議会）

1 事業名 広報紙等配布 事業

2 事業の概要

事業の内容	市が市民に配布する広報紙等の文書の配布に関すること 事業実施担当 事務局 〇〇 〇〇 連絡先 420-〇〇〇〇
実施時期	毎月下旬
実施場所	自治協区域内
参加人数	10名（自治会長等）
備考	

3 収支予算

(1) 収入

(2)

科目	金額（円）	備考
交付金（地域選択項目）	132,000	
交付金（基本項目）	3,700	
合計	135,700	

(2) 支出

科目	金額（円）	備考
報償費	132,400	自治会長等配布報償費 331世帯×400円
手数料	3,300	振込手数料
合計	135,700	

注 1 この用紙は、地域選択事業ごとに作成すること。

2 欄内に記入できない場合は、別紙とすること。

3 参考となる資料がある場合は、添付すること。

令和〇〇年度東広島市地域づくり推進交付金積立承認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

東広島市長 様

申請者 住 所 東広島市西条栄町8番29号
団体の名称 〇〇住民自治協議会
代表者職氏名 会長 東広島 太郎
電話番号 082-420-0924

積立金の積立ての承認を受けたいので、東広島市地域づくり推進交付金交付規則第12条第3項の規定により申請します。

- 1 積立金により実施しようとする事業名 住民自治協議会創立20周年記念事業
- 2 事業の概要 別紙積立事業概要書のとおり。

積立に関する申請書及び概要書は、積立初年度にのみ提出してください。ただし毎年度、交付金（基本項目＋選択項目）の額は変動しますので、単年度の積立予定額が該当年度の交付金額の25%を超えることになる場合、減額等の変更申請書（別記様式第13号）を提出してください。

なお、**交付金を積み立てる場合のみ必要**となります。
自主財源分は不要。

積み立てる事業が複数あれば、それぞれ別に申請書一式を作成してください。

積立事業概要書

団体の名称（〇〇住民自治協議会）

1 積立金により実施しようとする事業名 住民自治協議会創立20周年記念事業2 事業の実施年度 令和13年度3 事業の内容（具体的に記載すること。）
住民自治協議会設立20周年記念事業イベントを開催する費用とする。

4 収支予算

(1) 収入

科目	金額（円）	備考
交付金	1,000,000	令和8年度～12年度積立金
交付金	100,000	令和13年度交付金から
自主財源	100,000	自治会費等
合計	1,200,000	

(2) 支出

科目	金額（円）	備考
報償費	800,000	記念品、謝礼
印刷製本費	100,000	チラシ、プログラム
委託費	200,000	ステージ設営
使用料	100,000	会場使用料
合計	1,200,000	

5 積立て期間 令和8年度から令和12年度まで

6 積立計画

区分		金額（円）
各年度に積み立てる額	1年目（令和8年度）	200,000
	2年目（令和9年度）	200,000
	3年目（令和10年度）	200,000
	4年目（令和11年度）	200,000
	5年目（令和12年度）	200,000
合計		1,000,000

- 注 1 欄内に記入できない場合は、別紙とすること。
2 参考となる資料がある場合は、添付すること。

別記様式第15号（第13条関係）

令和〇〇年度東広島市地域づくり推進交付金実績報告書（基本項目）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

東広島市長 様

報告者 住 所 東広島市西条栄町8番29号
団体の名称 〇〇住民自治協議会
代表者職氏名 会長 東広島 太郎
電話番号 082-420-0924

△△年△月△△日付け 指令東広地推 第〇〇号で交付決定を受けた東広島市地域づくり推進交付金について、事業が完了したので、東広島市地域づくり推進交付金交付規則第13条第1項の規定により、次のとおり報告します。

1 交付決定額 金2,355,000円

2 受領済額 金2,355,000円

交付決定通知書の内容と合わせてください。

3 添付書類

- (1) 事業報告書（別記様式第16号）
- (2) 収支決算書（別記様式第17号）
- (3) 積立金を積み立てている場合（積立事業の実施年度である場合を除く。）にあつては、積立状況報告書（別記様式第18号）
- (4) 積立事業の実施年度である場合にあつては、積立事業報告書（別記様式第19号）
- (5) 事業の内容が確認できる書類（会議資料、写真等）
- (6) その他市長が必要と認める書類（監査報告書・総会議事録・総会資料）

事業報告書（令和〇〇年度）

会議等の具体的な開催日を記入してください。

団体の名称（〇〇住民自治協議会）
具体的な参加人数を記入してください。複数回開催の場合は平均人数を記入してください。

1 住民自治協議会の運営

区分	開催時期	開催場所	参加人数	備考
総会	4/20	〇〇地域センター	56人	
役員会	4/10, 6/10, 8/6, 10/8, 12/15, 1/18, 3/15	同上	9人	
専門部会				
総務広報部会	4/16, 8/3, 12/18, 2/16	〇〇地域センター他	9人	
防犯防災部会	8/9, 3/9	運動公園他	19人	
福祉保健部会	6/10, 9/2, 2/16	〇〇地域センター 市民協働センター	12人	
体育健康部会	5/15, 8/3, 1/18	同上	14人	
環境景観部会	5/15, 8/6, 11/10			

2 事業実績（基本項目）

具体的な「主催人数＋一般参加人数」を記入してください。複数回実施の場合は平均人数を記入してください。

分野又は部会	事業内容				備考
	事業名	実施時期	実施場所	参加人数	
総務広報	自治会支援事業	6/12, 9/4, 11/14, 1/20	〇〇地域センター	50人	
	広報紙発行	5/25, 7/25, 9/25, 11/25, 1/25, 3/25	—	10人	
	空き家調査	7/15, 8/8, 9/12, 10/3	小学校区内	10人	暮らし
防犯防災	防犯パトロール	毎月第2水曜日	小学校区内	30人	安心
	防災訓練	8/12, 3/13	運動公園ほか	100人	安心
	避難支援	通年	—	10人	
福祉保健	福祉祭り	10/2	〇〇地域センター	152人	暮らし
	敬老会	9/15	〇〇地域センター	28人	
	青少年の日イベント	7/7	〇〇小学校	38人	人
体育健康	市民スポーツ大会	6/20, 8/21	運動公園ほか	80人	人
	健康づくり事業	8/6, 10/10, 12/11	〇〇小学校体育館	20人	安心
環境景観	きれいなまちづくりキャンペーン	6/18	小学校区内	100人	暮らし
	資源回収	7/15, 12/9	〇〇小学校	20人	暮らし
	水辺教室	8/10	〇〇川	23人	人

注 欄内に記入できない場合は、別紙とすること。

事業の具体的な実施日を記入してください。

協働活動割の対象となる3大綱（暮らしづくり・人づくり・安心づくり）に該当する事業については、備考欄にその旨を明記してください。

別記様式第17号(第13条関係)

別記様式第17号(第13条関係)

収支決算書(令和8年度)

団体の名称(●●住民自治協議会)

収入	科目	金額(円)	金額の内訳			備考
			交付金	財産区補助金	その他	
1 市交付金		3,383,840	3,383,840			
(1) 基本項目		2,355,000	2,355,000			基本項目832,000円+構成世帯数321世帯×1,180円+拠点加算750,000円+避難支援プラン策定加算95,000円+協働活動額300,000円
(2) 地域選定項目		615,000	615,000			地域選定事業260,000円+公衆衛生推進事業23,000円+まちづくり計画更新・普及事業200,000円+広報紙等配布事業132,000円
(3) 積立金		0	0			積立金は事業実施年度にのみ計上します。
(4) 繰越金(交付金)		413,840	413,840			
2 財産区補助金		1,000,000		1,000,000		
(1) 財産区補助金		1,000,000		1,000,000		
(2) 繰越金(補助金)		0		0		
3 その他の収入		929,202		929,202		
(1) 会費		160,500		160,500		世帯×500円
(2) 寄附金		43,000		43,000		
(3) 事業収入		61,500		61,500		播種まつり売上51,500円+資源回収収入10,000円
(4) 雑収入		62		62		利子
(5) 補助金		300,000		300,000		市民協働のまちづくり活動応援補助金
(6) 繰越金(その他)		364,140		364,140		
合計		5,313,042	3,383,840	1,000,000	929,202	

支出	事業等	金額(円)	金額の内訳			交付金の内訳科目											備考
			交付金	財産区補助金	その他	報償費	消耗品費	食糧費	印刷製本費	通信運搬費	保険料	運送購入費	補助金	光熱水費	手数料		
1 管理運営		1,348,010	1,313,130	0	34,880	835,600	41,820	22,800	20,210	15,200	56,500	235,000	250,000	26,200	9,900		
(1) 事務所運営		672,430	660,930		11,500	280,800	35,280	9,800	7,700	6,350	56,500	235,000		26,200	3,300		事務員報償費900円×312時間
(2) 役員報償等		42,200	42,200			40,000									2,200		会長・事務局長報償費各10,000円
(3) 広報配布		264,100	264,100			260,800									3,300		321×800円+10(非構成世帯等)×400円 広報紙等配布事業分償含む
(4) 会議運営		98,180	94,950		3,380	54,000	6,640	12,800	12,510	8,850							
(4) 構成団体支援		271,100	251,100		20,000								250,000	1,100			自治会50,000円×5
2 交付金対象事業		2,622,950	1,310,990	1,000,000	312,000	240,500	100,710	280,200	400,300	32,060	19,650	210,730	0	24,800	2,200		
(1) 総務広報部会		492,590	492,590		0	83,000	24,720	21,310	331,510	19,910	0	12,140	0	0	0		
自治協だより		169,640	169,640			3,000	14,400	5,380	128,000	16,860							
まちづくり計画		286,800	286,800			80,000		8,800	198,000								まちづくり計画更新・普及事業
空き家調査		36,150	36,150				10,320	7,130	5,510	1,050		12,140					
(2) 防災防犯部会		235,700	235,700		0	23,000	22,990	32,960	11,900	0	0	134,900	0	10,000	0		
防犯パトロール		84,900	84,900			11,000	4,100	9,200	3,400			47,200		10,000			
防災訓練		121,610	121,610				8,000	19,910	6,000			87,700					
要支援者対策		29,190	29,190			12,000	10,850	3,840	2,500								
(3) 福祉保健部会		1,415,430	403,430	1,000,000	12,000	127,900	25,280	165,960	38,840	4,380	14,270	25,000	0	1,000	1,100		
福祉まつり		1,119,530	107,550	1,000,000	12,000	20,000	10,440	35,200	14,540	4,380	8,890	13,000			1,100		出演者謝儀費5,000円×4団体
敬老会		252,500	252,500			107,900		125,000	20,000								敬老事業
青少年の日イベント		43,390	43,390				14,840	5,760	4,400		5,380	12,000		1,000			
(4) 体育健康部会		31,170	31,170		0	0	4,480	17,350	2,960	0	5,380	0	0	1,000	0		
市民スポーツ大会		23,190	23,190				2,430	13,060	1,300		5,380			1,000			
健康づくり事業		7,980	7,980				2,050	4,270	1,660								
(5) 環境健康部会		448,060	148,060	0	300,000	7,000	23,280	42,830	14,990	7,770	0	38,690	0	12,600	1,100		
きれいなまちづくりキャンペーン		40,200	40,200				9,000	20,000				10,200		5,000			公衆衛生推進事業
資源回収		11,660	11,660				2,100	4,540	4,020					1,000			
水辺教室		396,200	96,200		300,000	7,000	16,180	18,090	10,970	7,770		28,490		6,600	1,100		市民協働のまちづくり活動応援補助金
3 交付金対象外事業		125,000			125,000												
(1) 慶弔		70,000			70,000												その他の支出経費は内訳不要です。
(2) 親睦会		55,000			55,000												その他の支出経費は内訳不要です。
4 積立金		500,000	500,000														
(1) 創立15周年記念事業		300,000	300,000														積立金額は交付金額(基本+選択)の25%以上限です。
(2) 創立20周年記念事業		200,000	200,000														積立金の内訳を記載してください。
5 繰越金		717,082	259,760	0	457,322												
(1) 繰越金		717,082	259,760	0	457,322												
合計		5,313,042	3,383,840	1,000,000	929,202	876,100	142,630	302,800	420,510	47,260	76,150	445,730	250,000	50,800	12,100		

積立状況	積立事業	金額(円)	金額の内訳		備考
			前年度より繰り越した額	本年度の積立額	
(1) 創立15周年記念事業	900,000	600,000	300,000		
(2) 創立20周年記念事業	200,000	0	200,000		
合計		1,100,000	600,000	500,000	

チェック項目	☑欄
交際費(慶弔費を含む。)はありません。	<input type="checkbox"/>
アルコール類等の飲食を伴う交流会及び懇談会は含まれていません。	<input type="checkbox"/>
他の団体又は個人に対する貸付金及び投資・出資金はありません。	<input type="checkbox"/>
他の団体又は個人に対する寄附金はありません。	<input type="checkbox"/>

注1 欄内に記入できない場合は、別紙とすること。
 2 行が不足する場合は、適宜行を追加すること。

積立状況報告書（令和〇〇年度）

団体の名称（●●住民自治協議会）

1 積立事業名 住民自治協議会創立15周年記念事業

2 積立承認年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

承認を受けた最初の年度の承認年月日を記載ください。

3 積立期間 令和6年度から令和8年度まで

4 積立金の額

前年度までに積み立てた額	300,000 円
本年度の積立額	300,000 円
計	600,000 円

【自主財源分】

前年度までに積み立てた額	0 円
本年度の積立額	0 円
計	0 円

自主財源による積立がある場合は、自主財源の欄を作成し、追記してください。

この報告書は毎年、基本項目の実績報告と共に提出してください。
年度当初に積立金を申請し、許可された住民自治協議会のみ作成していただきます。

積立事業報告書は、積立が満了して事業を実施した年度に報告してください。

別記様式第19号（第13条関係）

積立事業報告書（令和〇〇年度）

団体の名称（△△住民自治協議会）

1 積立事業名 自主防災力充実事業

2 積立承認年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

承認を受けた最初の年度の承認年月日を記載してください。

3 積立期間 令和4年度から令和6年度まで

4 積立金の額

前年度までに積み立てた額	900,000円
本年度の積立額	円
計	900,000円

5 事業の内容（具体的に記載すること。）
別紙案内及びプログラムのとおり

案内やプログラムを別途添付してください。それらを作成していない場合は、ここに事業の内容を具体的に記載してください。

6 収支決算

(1) 収入

科目	金額（円）	備考
交付金（積立分）	900,000	
交付金（現年分）	50,000	
自主財源	100,000	
合計	1,050,000	

(2) 支出

科目	金額（円）	備考
報償費	350,000	出演者20,000円×5団体 記念品500円×500個
備品購入費	500,000	発電機等防災資材
委託費	175,000	ステージ設営
印刷製本費	25,000	チラシ1000部
合計	1,050,000	

内訳を記載してください。

注 1 欄内に記入できない場合は、別紙とすること。
2 参考となる資料がある場合は、添付すること。

別記様式第20号（第13条関係）

令和〇〇年度東広島市地域づくり推進交付金実績報告書（地域選択項目）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

東広島市長 様

報告者 住 所 東広島市西条栄町8番29号
団体の名称 〇〇住民自治協議会
代表者職氏名 会長 東広島 太郎
電話番号 082-420-0924

△△年△月△△日付け 指令東広地推 第△△号で交付決定を受けた東広島市地域づくり推進交付金について、事業が完了したので、東広島市地域づくり推進交付金交付規則第13条第2項の規定により、次のとおり報告します。

1 交付決定額 金615,000円

2 受領済額 金615,000円

3 添付書類

- (1) 地域選択事業報告書（別記様式第21号）
- (2) 事業の内容が確認できる書類（会議資料、写真等）
- (3) その他市長が必要と認める書類

← 交付決定通知書（地域選択項目）
の内容と合わせてください。

この様式は、事業ごとに作成すること。

別記様式第21号（第13条関係）

敬老事業の場合

地域選択事業報告書（令和〇〇年度）

団体の名称（〇〇住民自治協議会）

1 事業名 敬老 事業

2 事業の概要

事業の内容	①、②ともにいずれかに○をしてください。 ①実施方法 対面イベント ・ 記念品の手渡し ・ 記念品の業者による配送 ②案内・配布対象者 77歳以上の高齢者全て ・ 節目となる年齢の高齢者 ・ 高齢者を含む多世代 事業実施担当 福祉部会 部会長 〇〇 〇〇 連絡先 420-〇〇〇〇
-------	---

実施時期	本番9月〇日午前10時から ・ 準備9月〇日
------	------------------------

実施場所	〇〇地域センター
------	----------

参加人数	115名（参加敬老者95名＋当日お手伝い20名）
------	--------------------------

備考	前日までの準備お手伝い 10名
----	-----------------

備考欄には、前日までの準備等に関わる人数も記載してください。

高齢者を含む多世代を対象に敬老の趣旨を含む対面イベントを実施する場合は 200,000 円＋100 人 × 1,500 円

3 収支決算

(1) 収入

科目	金額（円）	備考
交付金	260,000	対象100人×2,600円
合計	260,000	

科目の内訳を記入してください。

(2) 支出

科目	金額（円）	備考
食糧費	125,000	弁当代125人×800円 お茶代 125 本×200 円
報償費	47,500	記念品代 95 人×500 円
印刷製本費	20,000	冊子作成
報償費	60,000	〇〇ステージ謝礼
基本項目に振替	7,500	
合計	260,000	

- 注 1 この用紙は、地域選択事業ごとに作成すること。
2 欄内に記入できない場合は、別紙とすること。
3 参考となる資料がある場合は、添付すること。

参考資料は、写真や当日の次第、プログラム等を添付してください。

この様式は、事業ごとに作成すること。

別記様式第21号（第13条関係）

公衆衛生推進事業の場合

地域選択事業報告書（令和〇〇年度）

団体の名称（〇〇住民自治協議会）

1 事業名 公衆衛生推進 事業

2 事業の概要

事業の内容	〇〇公園整備 ・清掃作業（5/10、8/10、10/15、12/20、3/5） ・植栽管理 ・草刈り（8/10、12/20） ・掲示板管理 事業実施担当 環境部会 部会長 〇〇 〇〇 連絡先 420-〇〇〇〇
実施時期	4月1日から3月31日の間で5回
実施場所	〇〇公園
参加人数	20名（部会員他）
備考	

3 収支決算

(1) 収入

科目	金額（円）	備考
交付金(地域選択項目)	23,000	
交付金(基本項目)	17,200	
合計	40,200	

(2) 支出

科目	金額（円）	備考
消耗品費	5,000	清掃物品
食糧費	20,000	参加者お茶代 200円×20名×5回
光熱水費	5,000	草刈り機用燃料
備品購入費	10,200	清掃用具、植栽用具
合計	40,200	

- 注 1 この用紙は、地域選択事業ごとに作成すること。
 2 欄内に記入できない場合は、別紙とすること。
 3 参考となる資料がある場合は、添付すること。

科目の内訳を記入してください。

この様式は、事業ごとに作成すること。

別記様式第21号（第13条関係）

まちづくり計画更新・普及事業の場合

地域選択事業報告書（令和〇〇年度）

団体の名称（〇〇住民自治協議会）

1 事業名 まちづくり計画更新・普及 事業

2 事業の概要

事業の内容	・まちづくり計画の更新にあたって行う事前調査等（アンケート調査の実施） ・まちづくり計画の更新に係る会議・作業等（8回） ・更新したまちづくり計画の印刷・頒布等（1,000部） 事業実施担当 総務広報部会長 〇〇 〇〇 連絡先 420-〇〇〇〇
実施時期	4月から3月
実施場所	〇〇地域センター
参加人数	10名（部会員ほか）
備考	

3 収支決算

(1) 収入

科目	金額（円）	備考
交付金（地域選択項目）	200,000	
交付金（基本項目）	86,800	
合計	286,800	

(2) 支出

科目	金額（円）	備考
報償費	80,000	会議8回×10人×1,000円
食糧費	8,800	会議参加者お茶代
印刷製本費	198,000	冊子1,000部
合計	286,800	

- 注 1 この用紙は、地域選択事業ごとに作成すること。
2 欄内に記入できない場合は、別紙とすること。
3 参考となる資料がある場合は、添付すること。

科目の内訳を記入してください。

この様式は、事業ごとに作成すること。

別記様式第21号（第13条関係）

広報紙等配布事業の場合

地域選択事業報告書（令和〇〇年度）

団体の名称（〇〇住民自治協議会）

1 事業名 広報紙等配布 事業

2 事業の概要

事業の内容	市が市民に配布する広報紙等の文書の配布に関すること 事業実施担当 事務局 〇〇 〇〇 連絡先 420-〇〇〇〇
実施時期	毎月下旬
実施場所	自治協区域内
参加人数	10名（自治会長等）
備考	

3 収支予算

(1) 収入

科目	金額（円）	備考
交付金（地域選択項目）	132,000	
交付金（基本項目）	3,700	
合計	135,700	

(2) 支出

科目	金額（円）	備考
報償費	132,400	自治会長等配布報償費 331世帯×400円
手数料	3,300	振込手数料
合計	135,700	

- 注 1 この用紙は、地域選択事業ごとに作成すること。
2 欄内に記入できない場合は、別紙とすること。
3 参考となる資料がある場合は、添付すること。

科目の内訳を記入してください。

東広島市地域振興部地域づくり推進課
〒739-8601 東広島市西条栄町 8 番 29 号
TEL (082) 420-0924 FAX (082) 423-0270
E-mail : hgh200924@city.higashihiroshima.lg.jp